

プロフィール 石井小夜子氏 (いしい さよこ)

弁護士

少年非行や教育の問題を主に担当。

日弁連子どもの権利委員会委員

東京弁護士会「子どもの人権 110 番」担当者

プロフィール 木村 晋介氏 (きむら しんすけ)

1945 年 長崎県生まれ

1967 年 中央大学卒業

1970 年 弁護士開業

木村晋介法律事務所所長

(社)日本消費者生活アドバイザーコンサルタント協会理事

日本カンボジア法律家の代表会

サリン被害者等共助基金運営委員

近 著「キムラ弁護士の友情原論」角川文庫

「新消費者取引判例ガイド」有斐閣

「超能力株式会社の未来」本の雑誌社・対談集

主な著書「二十歳の法律ガイド」有斐閣・共著

「六十歳の法律ガイド」有斐閣・共著

「発作的座談会」本の雑誌社・対談集

「キムラ弁護士が駆けてゆく」角川文庫

「長崎ルパン物語」角川文庫

「ところで人権です」岩波ブックレット・共著

「見果てぬ夢にサイドアタック」筑摩書房・対談集

「八丈島のロックンロール」筑摩書房

「竹林からかぐや姫」筑摩書房

連載エッセイ等「キムラ弁護士のとまどい日記」本の雑誌社

プロフィール 土本 武司氏 (つちもと たけし)

1935年 東京生まれ

1960年 検事任官

東京地検・東京高検各検事、法務総合研究所部長、最高検検事を経て

1998年 筑波大学社会科学系教授、同社会学類長、同留学生センター長

オランダ・ライデン大学、ユトレヒト大学各客員教授

中央大学大学院・同法学部・早稲田大学法学部各講師

1998年 筑波大学名誉教授、帝京大学法学部教授（法学博士）

所属学会

日本刑法学会、国際刑法学会、日本犯罪社会学会。

日蘭学会評議員、アジア刑政財団学術評議員。

著 書「刑事訴訟法入門」（有斐閣）

「刑事訴訟法要義」（有斐閣）

「条解刑事訴訟法」（弘文堂）

「犯罪捜査」（弘文堂）

「刑事裁判」（令文社）

「現代刑事法の論点・刑法編」（東京法令出版）

「現代刑事法の論点・刑事訴訟編」（東京法令出版）

「捜査官のための証拠法の理論と実務」（東京法令出版）

「最新 関税犯則論」（東京法令出版）

「航空事故と刑事責任」（判例時報社）

「少年法」（法務総合研究所）

ほか。

プロフィール 福田 雅章氏 (ふくだ まさあき)

- 1938年 東京に出生。小中学校時代を長野県佐久市で過ごす。
- 1957年 都立戸山高校卒業。
- 1962年 一橋大学法学部卒業。同大学院に進学。
- 1972年 ハーバード大学ロースクール大学院修了。
- ～74年 同スクール研究員。日本法ゼミナール担当。
- 1975年 一橋大学大学院法学研究課博士課程修了。
- 1975年 大阪大学専任講師、後に助教授。
- 1985年 一橋大学法学部教授、現在。
- 1987年 カリフォルニア大学バークレイ校客員教授
- 1994年 「子どもの権利のための国連NGO」(=DCI) 代表
- 1996年 「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」代表

著 書

- 福田雅章他『安楽死』(共著 クリエイト社)(1974)
- 福田雅章他『国際準則に見る刑事手続きハンドブック』(共著 青峰社)(1991)
- 福田雅章『死刑執行は法務大臣の義務か』(JCLU 1994)
- 福田雅章『刑事政策』(近刊 新世社)
- 福田雅章監修著『子どもの人権を考える』「ぼくだって居場所がほしい——子どもたちの命を賭しての意見表明」(第三文明社)(1997)
- 福田雅章編著『豊かな国、日本社会における「子ども期の喪失」』花伝社(1997)
- 福田雅章編著『豊かな国、日本社会における「子ども期の回復」』花伝社(1999)
- Masaaki FUKUDA (Ed. in chief), How to Overcome the Loss of Childhood in a Rich Society, Japan? (Report submitted to the UN Commission on the Rights of the child, pp.376 1997)

子どもの権利・少年法関係論文

- 福田雅章「非行の理論——逸脱視点の転換：レイベリング論の立場から」『非行克服の現場と理論』(関西非行問題研究会)(1981)
- 福田雅章「少年司法の拡散化現象と少年の人権」刑法雑誌 27 巻第 1 号(1986)
- 福田雅章「国連『子どもの権利委員会』からの『勧告』を読み解く(1)」一橋大学研究年報法学研究 32(1999)
- 福田雅章「子どもの人権と少年法改正」刑法雑誌(最新号)(2000)

少年法を考える（レジュメ）

2000. 12. 15

弁護士 石井小夜子

1 警察等の統計からみる少年犯罪の状況（別資料参照）

図①刑法犯で検挙された少年の人員の推移。図②その内訳…85%弱が窃盗（ほぼ非侵入窃）と横領（ほぼ放置自転車の乗り逃げ）。この増減によって、少年犯罪の増減が決まる。

図③少年犯罪の年齢層別検挙人員の推移。図④どの年齢に犯罪が多く発生するか、年齢の変遷でどうなるか。

図⑤粗暴犯の検挙人員推移。 図⑥殺人の検挙人員推移。

図⑦家裁に送られる少年中、再犯者割合の推移。

（なお、少年院仮退院者の再犯率は 99 年で 22.6%である）

2 少年犯罪とは

少年法の対象になる少年たちはどういう少年たちか

自尊感情・愛情感・大切にされている感のない少年たち

被害者であった少年たち

そして、少年犯罪の背景にあるもの

3 少年法の理念と実務の運用

少年法 1 条「健全育成を期す」

ゆえに、犯罪少年のみならず、虞犯等も対象になっている

深刻な事件の少年ほど、この理念が当てはまるはず

国際文書（子どもの権利条約・少年司法運営に関する国連最低基準規則）からみて、今回の「改正」は？

実務の指導理念……ケースワーク機能による運用

⇒少年の力に依拠し、少年が自己の犯罪に向かい、更生・自律へのステップに、そして、周囲の環境を調整。そのためには、受容的な受けとめが不可欠である。

実際の運用の若干の紹介

4 「改正」によりもたらされるもの

犯罪抑止効果疑問のみならず、再犯防止効果も疑問

「改正」論にある子ども観、隔離・排除の考えの蔓延化を増幅させることによる問題

3 ……問題を皮相的に受けとめる傾向をもたらす

保護者に対する措置によりもたらすもの

家裁の力の低下……これによって病理や問題を拡大させてしまう

事実認定は正しくなるか？

5 本来改正すべきことは何だったか

子どもの権利条約等国际文書に沿った改正

特に、捜査の改革

付添人制度の確立（現状は、全体の 1.5% 少年院装置少年の 3 割 刑事処分少年の 1 割弱しか付添人選任なし）

運用を充実させる改革（調査官制度、保護処分執行機関の充実）

6 被害者にとって良かったのか？

少年法を斬る 「その改正の方向性」

2000. 12. 15

土本 武司

【前 提】

1. 少年法の法理—2つの潮流
2. これまでの少年法の運用
3. 少年非行の質的变化
4. これからの少年法の基本理念

【改正点】

5. 少年審判構造
 - (1) 合議性
 - (2) 検察官関与
 - (3) 抗告、再抗告
 - (4) 決定の効力
 - (5) 救済の手続き
6. 年令の引き下げ
 - (1) 少年法適用年令—20歳から18歳へ
 - (2) 逆送年令—16歳から14歳へ
7. その他
 - (1) 被害者への配慮
 - (2) 少年の氏名等の公表
8. むすび

少年法改悪を斬る！

— 刑罰化の意味を「子どもの権利条約」と社会文化構造の視点から考える —

2000. 12. 15

福田 雅章

I 戦後における少年法改正の動き【別紙 I 参照】

II 今回の「改正」の論点と対立【別紙 II 参照】

III そもそも少年法とは何か

1. 少年法は、学校教育法・児童福祉法とともに、日本国憲法下における「子育て」施策の三位一体の一翼を形成している。

2. 少年法と刑事法との関係

(1) 共通の目的：憲法13条の「公共の福祉」→社会における犯罪からの安全（公共秩序の維持）

(2) 異なる手段：成人の場合 刑罰 （相対的応報刑＝非難・苦痛の賦課の範囲内での処遇）

少年の場合 保護処分（健全育成を目的とする少年の性格の矯正・環境調整）

① 正当性の歴史的・国際的比較・法的・刑事政策的検証

② 法体系上の刑事法と少年法の対等性→応報・健全育成と復習の峻別

→対等の終局裁判性

→人権保障・適正手続き

③ 異なる手段の内在的独自性と手続きの峻別

3. 少年法の内在的独自性

(1) 目的：健全育成を目的とする少年の性格の矯正・環境調整＝保護処分

その実質的な内容は、非行少年の「成長発達」を保障するための国家の介入

(2) 少年法の目的に関する3つの考え方

① 保護主義 —— 健全育成 —— 客体的成長発達観

② 成長発達権の援助——意見表明権の保障——主体的成長発達観

※③ 刑罰主義 —— 規範意識の強化 —— 自己決定・自己責任

（特別・一般予防）

(3) 目的の変化：「保護主義」から「成長発達権の援助」へ、そして刑罰主義へ

① 「保護」という強制と「成長発達」の矛盾←心理学的知見

② 保護の客体→成長発達に自ら参加する主体へ（新しい子ども観）

③ 「客体的成長発達観」→「主体的成長発達観」へ

④ この変化を実定法化した「子どもの権利条約」【後掲資料1】

⑤ 「子どもの権利条約」(憲法)による少年法の目的の再解釈

※⑥ 刑罰主義へ

(4)「成長発達権を援助」する(意見表明権を保障し、人間関係を回復する)ための少年司法手続きの独自性とその内容

① 捜査機関における取り調べ

② 家裁におけるインテイク

③ 調査官制度

④ 審判の目的とあり方(「懇切をむねとし、なごやかに」の規範的意味)

⑤ 保護処分という処遇システム

⑥ 少年司法手続きにおけるデュー・プロセスの意味(刑事手続きのそれとは異なる・特に付添人の意味)

⑦ その他、逆送、非公開、情報秘匿等の意味

IV 少年法の刑罰化がもたらすもの

(1) 少年法の内在的独自性の否定

① 自己責任・応報と社会的非難・一般予防(規範意識の強化)へのシフト

② 誰が子どもの成長発達を担うか(権限の分配の変化)→警察・検察・裁判官・刑務所が子どもの成長発達の担い手として登場

③ レッテル詐欺→そもそも刑務所で少年の成長発達を図ることができるか

④ 刑罰を科して、一般少年の規範意識の強化を図れるか

⑤ 「子どもの権利条約」の子ども観の否定→小さな大人観

(2) 捜査における自白強要とえん罪事件の増大のおそれ

(3) 逆送されない事件の保安処分化

(4) 被害者の「憎しみ」への定着

(5) 子どもの成長発達から子どもの管理支配の強化・切り捨てへ

(6) 模範意識の強化と被害者救済に名を借りたあらたな国家体制の確立

V 今、問われているものは何か

(1) 非行の意味——少年非行は質的に変化したのか

・了解不可能な新しい子どもの出現・モンスター論

→子どもの反逆と大人社会へ向けての警鐘

(2) 非行原因 ——少年はなぜ非行(反逆)を犯すのか

- ・規範意識と制御能力の欠如

- 人間関係（居場所）の喪失→孤独・絶望→自己破壊（子ども期の喪失）

(3) 非行の原因をつくりだしているものは何か

- ・何でもありの利己主義・自由主義（甘やかし）・過干渉と放任

- 戦後の国家経済至上主義のすりよりの社会文化構造

- 大人の成功目標と外在的な価値のおしつけ

- それを達成するために自己を抑制し、演技し、自分を殺すことへ向けての訓練→自分を殺してすり寄ったものへの権益分配の社会システム

- 人間の尊厳・居場所・成長発達の機会の搾取

- その例としての教育システムと少年法システム

(4) 成長発達観——少年（子ども）が成長発達（人格形成）するために不可欠なもの

- ・欲求を抑える意思の強さ・強制的な躰と規律

- 補償感情が出るまで抱えてくれる人間関係

- 尊厳の実感・安心と自信と自由を保障する人間関係（居場所）→意見表明（「子どもの権利条約」）の保障

(5) 成長発達の担い手は誰か——子ども施策に関する権限の分配

- ・共同体や家庭の崩壊→国の干渉の強化

- 子どもは「野におけ」

- 親の一次的養育の権利・義務・責務

- その親への援助を行う国家の役割

(6) 子ども観 ——保護の客体ではなく、権利主体となった子どもイメージ

- ・小さな大人論＝自己決定・自己責任の主体→刑罰主体

- 自らの人間の尊厳を確保し、安心と自信と自由を保障してくれる人間観関係（居場所）を形成し、その人間関係を基軸にして、自らの人生の主体として、また社会の一員として現実を生きる存在＝意見表明権の主体

VI むすびに代えて一何のための刑罰化（規範意識の強化）か

1. 戦後社会文化構造の修正の必要

① 新自由主義と国家主義の台頭→憲法改正・再軍備→安保理での常任理事国→アメリカを中心とする7大大国による国際秩序の維持への参画→日本の国益の確保

- ② 資本のグローバリゼーションの中で、経済発展のための競争主義と効率主義の実現およびそれへむけての国家体制の強化
- ③ それを実現するための管理・権益分配システムを構築するイデオロギーとしての自己決定・自己責任
- ④ それへ向けての新たな治安体制・社会福祉および教育システム（リクルートシステム）の改変構築との連動→その一つとしての少年法「改正」

2. もう一つの道へ向けての展望

- ① 個の確立とインクルージョンと共生を求めて

シンポジウム

小松 法学研究所の所長をつとめております、小松と申します。このシンポジウムには最初からかかわってまいりましたが、今回で10回目を迎えます。最初のころは難解続くかという不安もあったのですが、毎年、学外の先生方の協力をいただきながら、続けてくることができました。

この企画は、その年の法律問題で最も関心を集めた問題を取り上げて、その問題の専門の先生方をお呼びして、今回はたまたま本学から非常勤講師の先生にお願いしたわけですが、そういう形で進めてまいりました。司会は1回目から、木村先生にお願いしております。今年も同じように木村先生にお願いして、この問題を取り上げたわけです。

さて、今回の少年法改正ですが、企画いたしましたときは改正前でしたが、ご承知のように改正案が国会を通過いたしましたので、改正がどうであったかという角度から今日は取り上げていただけたと思います。それぞれ講師の先生方はこの問題のエキスパートでいらっしゃいますので、有益なお話を伺えると思います。経歴等については、表紙のついているレジュメの裏にプロフィールという形で詳しく載せてありますので、それをご参照いただきたいと思います。非常にたくさん資料等を準備して、打ち合せも先ほどから十分にさせていただきましたので、私がお話するよりも、先生方の話をお伺いする方がいいかと思いますので、早速始めたいと思います。

最初に先生方にお話しただいて、後のほうでフロアの皆さんと質疑あるいは意見の交換ができれば幸いだと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

木村 弁護士の木村晋介です。コーディネートさせていただきます。

今年でとうとう10回目で、本当は10回とも私がコーディネートをやるつもりだったのですが、1回だけ腰痛で来れなくなってしまいまして、ドタキャンで1回休んだのは非常に残念に思っています。しかし10回目も皆さんに来ていただいて大変喜んでおります。また、今回はそうそうたる先生方に出ただけなことになって喜んでおります。

先生のご紹介などは既になされましたので、早速中身に入っていきたいと思います。

今年もいきなり2月に15歳の少年が夢の島で強盗事件を起こすという事件から始まりまして、5月には例の西鉄バスの乗っ取り事件ですね。それから愛知の豊川では、64歳の主婦が何の恨みもない少年に刺し殺されるという事件が起きました。そういうことで、少年の犯罪、少年の司法（裁判の手續）についていろいろなことが議論された1年間だったと思います。とうとう、今まで何回も出かかっては消え、出かかっては消えてきた少年法の改正が、いつもなかなか通りそうで通らないのでオオカミ少年法と言っていたのですが、今度はとうとう10月の末に通りまして、2001年の4月1日からいよいよ新しい少年法が施行されることになりました。

この少年法を改正するについては、先ほど挙げたような凶悪な事件、特に3年前に起きた神戸の

事件、いわゆる酒鬼薔薇事件ですが、あの事件なども大変記憶に新しいと思うのですが、あの場合は14歳でしたね。そういうことで、一方では、何か子どもたちは変わってきているのではないか、あるいは今までの少年法の考え方、少年の裁判の中での処遇のあり方に間違いがあったのではないかという声、特に少年に対してきちんとした法に基づく意識、難しく言えば規範意識、法というものの大切さを教える、あるいは命というものの大切さを教える、そういうことが今の制度ではできないのではないかという声が一方で上がってきてこの改正になったわけです。しかしこの改正については、逆に、こういうふうに厳罰化をする、罰則を強化することが本当にプラスになるのだろうか、日本の少年司法はアメリカなんかと比べればうまくいっているが、それをかえって悪く変えることになったのではないだろうかという意見もあって、もともと少年法の改正というものの自体が両陣営の厳しい論争の的になっておりました。

既に法律は成立したわけですが、今日はその成立した法律の仕組みとその評価、それから、いずれにせよ改正されたわけですから、今後の運用のあり方などについてお話しして頂きたいと思います。土本先生はこの法律は少年に対する処遇の適正化につながるのではないかというご意見ですし、石井さん、福田さんはむしろ今回の少年法はまずかったのではないか、かえって少年司法にマイナスの効果を与えるのではないかという立場で心配しておられる方々ですので、そういう意味で対論の形で議論を進めていただきましょう。

それではお願いいたします。

土本 同じ11月18日に、オランダ国会は世界で初めて安楽死を合法化する法案を可決させました。全く相異なる二つの件であります。私はかねてより両者をフォローしてまいりただけに、浅からぬ因縁を感じているところであります。

さて少年法であります。そもそも少年法の法理は二つの大きな思想の潮流に基づいて形成されてまいりました。

その一つは、刑事学の進歩に伴う刑事思潮に由来するものであります。その淵源は、犯罪現象を犯罪人の資質と環境の共働によるものであるとしまして、法律的概念としての犯罪に対し「自然的犯罪」を考えなければならないとした実証主義学派の主張であります。学生諸君で刑法を学ばれた人であれば、新派刑法学理論のことを言っているのだとご理解ください。特に、少年は未熟で可塑性に富み、教育の可能性が高いから、教育的方法をもって個別的な処遇をすることが社会防衛の目的にもかない、少年に社会の一員としての連帯意識を涵養させるためにも効果的である、と考えられたものであります。

その2は、衡平法の思想に基づく国親思想（Parents Patriae）に由来するものであります。これは、少年保護の理念は衡平法上の国家の後見作用にあるとするものです。すなわち、国家は究極の親であり、適当な親の保護を欠く児童とか福祉が損なわれている少年に対して親に代わる監護・教育の責務がある、とするものであります。この国家の後見的副詞的機能を強調する衡平法

(Equity) 思想の論理的拡張としての国親思想によりますと、犯罪を行った少年に対しても刑罰ではなく保護を与えなければならないと説かれるわけであります。保護処分は「愛の鞭」であり、少年法は「愛の法律」だと言われるゆえんであります。

今申しました第一の刑事法の新思潮に基づく少年の法理は、主としてヨーロッパで発達いたしました。そして第二の衡平法思想に基づく少年法理は、主としてアメリカで発達いたしました。その間にありまして我が国では、大正 11 年にできました旧少年法は第一のヨーロッパの思潮の流れの影響を強く受けたものであり、昭和 23 年にできました現行少年法は、GHQ の強い指導もあり、第二のアメリカ思想が色濃く影響したのであります。

木村 学生の皆さん、GHQ はわかりますか。GHQ がわからない人は手を挙げてください。

大丈夫ですね。日本が第二次大戦に敗れ、アメリカ軍に占領されていた時代の占領軍のことですね。

土本 ところで、現行法に強い影響を与えたアメリカにおきましては、1967 年の例の有名なゴールド判決以来、連邦最高裁の一連の判例は、憲法上の適正手続の趣旨から非行事実の認定にあたって少年の基本権の保障を相次いで要求いたしました。これが国親思想に基づく少年裁判法制の改革へとつながりました。そして 1970 年代の後半からは、少年非行の凶悪化が増進するに伴いまして少年事件の刑事司法化が進み、保護主義は厳罰主義化にとって代わられたことになります。アメリカにおきましては、今や「国親思想」という言葉自体が消滅したと言ってもいい状況にあります。

一方、我が国ではどうであったのでしょうか。

現行少年法が制定されました昭和 23 年は、まだ敗戦による混乱から脱していない時期であります。そこで国親思想というのは、それを生んだアメリカとは社会的背景が異なっているのですが、当時の我が国に適合するものとして国親思想に基づく保護主義によって少年法が運用されてきたわけであります。

家裁の処分状況を見ますれば、審判不開始と不処分が圧倒的に多くて、保護処分はそれに次ぐ。ご承知かと思いますが、少年事件は全件家裁送致であり、家裁先議主義であります。そこで家裁が調査、審判いたしまして、ある事件は保護処分に、ある事件は刑事処分として検察官に逆送するという振り分けを家庭裁判所が行ってきたわけであります。

木村 家裁で保護処分ということになれば、少年院とかそういうところへ行って教育を受けるという流れですね。一方、逆送という形で検察庁のほうへ行けば、今度は普通の裁判の手続で刑事罰を受ける。1 回家庭裁判所が受けとめた上で二つの流れに出ていくと、こういうふうになっていたということですね。

土本 保護処分の中には 3 種類のものがあります。一つは保護観察。2 番目が、かつては教護院といいましたが、今は自立支援施設等送致。それから少年院送致。2 番目のは余り用いられておりませんで、多くの者が 1 番目の保護観察と 3 番目の少年院送致。保護観察は、通常の生活をしながら

ら保護観察官または保護士の指導を受けるというものですので、これを称して「社会内処分」というのです。少年院のほうは、少年院という一定の施設に入れて教育をいたしますので、これを「施設内処分」と言っております。保護処分になりましても保護観察になるのが圧倒的に多く、少年院送致は少なかった。いわんや刑事処分で検察官に逆送するのは1%未満というのが通例であったということであります。なお、普通の事件ですと検察官は裁量で嫌疑があっても起訴しないということが出来るのですが、少年事件で家裁から刑事処分で逆送決定を受けますと、起訴するのが義務づけられておりました。

そこで、昭和23年にできた少年法は、当初、先ほど申したように我が国の実情にもフィットするということで運用されてきたわけですが、その後、この少年非行にかなりの様変わりが出てまいりました。「犯罪白書」によりますと、現行少年法施行後の少年非行の動向を見てみますれば、昭和26年16万件台、昭和39年23万件台、58年31万件台と、三つのピークがあったとされております。59年以後は、10歳代の少年人口が減少したということも反映いたしまして一旦減少傾向を示しましたが、平成7年を境にまた上昇傾向に転じております。

しかし、この数の点につきまして一言しておきたいのですが、いくら上昇傾向に転じたといっても、過去の三つのピークと比べて少ないではないか、少年事件が数が増えたというのは正しくないという見方をする方もいるようであります。しかし、これは過去のピークと比べるというだけでは実態をとらえることはできないのであります。14歳から19歳、つまり20歳未満でしかも刑法上の刑事責任能力があるとされる14歳までの少年の刑法犯の検挙人員は、20歳以上の成人の事件と比較いたしますと、何と50%を超えているのです。しかも、例えば1998年の成人の刑法犯の検挙人員は成人人口10万人あたりでは167.何がしになるのに対しまして、少年のほうは同年齢人口の10万人当たりで言いますと、何と10倍の1,690何がしという数字になるわけです。1955年の頃は大人と子どもの犯罪の検挙人員に差はなかったわけですが、現在においては少年は大人の10倍の割合で犯罪を犯しているということになるのであります。しかも注目すべきは、年少少年の事件が増えているということでもあります。10万人当たりの検挙人員は、14、15の年少少年が2,200人、16、17歳の中間少年が2,034人で、中・高校生の50人に1人は検挙されているという数字になるわけです。

一方、質的にはどうかといいますと、昭和23年、現行少年法ができた頃は、親を失った子どもが町を浮浪児としてさまよう。また、親がいても適切な訓育を受けることができない子たちがたくさんいたわけです。その子たちがお腹をすかせて、パンを得たいがための非行に走る。その非行内容は、罪名にすれば窃盗であり強盗であり恐喝であるかもしれませんが、多くは貧乏が原因していたわけであります。ただ今日において、生活苦とか貧乏とかいうことが原因で非行に陥るという子はほとんどなく、いわゆる「理由なき非行」「遊び型犯罪」が多くなってきており、それと相まって短絡的な「いきなり型非行」が増えているのです。

さらに、犯行の態様が凶悪化してきていますね。強盗事件が数字の上では多くなっており、殺人事件につきましても、例えば今年について言うならば、今年の前半だけで前年同期の2倍の少年による殺人事件が発生しているのです。

それから、最近の少年非行の特色の一つとしまして、少年が非行を徹底して否認する。事実を激しく争うというケースが増加していることが挙げられます。

少年法における保護主義の理念は、もとより不可欠の基本理念であります。しかしながら、今申し上げましたような現在の少年非行に対応するにあたりましては、少年法の基本理念を保護主義だけに求めるというのは不十分であり、それに加えて、少年自身に「自分が犯した罪は自分で償う」という責任を自覚させるところの責任主義をも兼ね備えたものにする必要があると思われるのであります。言葉を変えれば、慈しみ深い母親——慈母、これが保護主義をあらわします。他方、厳しい父親——厳父、これは責任主義をあらわします。慈母と厳父、この二つが少年法の柱となるべきでありまして、その両者が相補い合う相互補完の関係にあってこそ、本当の少年法の正しい姿を示すことになるのではないかと思います。

しばしば少年法は、刑事法的な性格と教育・福祉法の性格を複合的に内包していると言われているのでありますが、確かに少年法というのは教育・福祉の分野と密接な関係を持っていることはそのとおりであります。ただ、少年法を教育法、福祉法の一環をなすものと考えてはいけな思われます。少年法はあくまでも実体法的には刑法の、手続法的には刑事訴訟法の特別法をなすものであり、少年審判制度は刑事司法ないし犯罪対策制度の一環をなすものであります。教育・福祉とはお隣同士の関係にあるといたしましても、少年法の持っている法的性格そのものはどこまでも刑事司法の一部を形成しているのだということを忘れてはいけな思われます。少年法が少年に対しては原則として刑罰に代えて保護処分を行うことにしているのは、少年の未熟性や可塑性に着目して教育的処遇をすることが少年を更生させ、その福祉を図るとともに、それによって社会の安全、防衛が期せられると考えられるからでありまして、その意味で、少年法1条の「少年の健全な育成を期す」という少年法の目的規定も、単に少年の教育・福祉を目的とするという趣旨を述べたものではないと解すべきであると思われます。

少年法の基本理念をこのようにとらえますと、次の二つのことが導き出されるのであります。

第一に、保護処分の場合でありましても、そこには自由の拘束があります。例えば少年院に入るとすればそこには高い塀と、場合によっては鉄格子もあるわけですので、決して学校とか幼稚園ではなく、そこに入るということは彼にとっての不利益処分としての性格があることは否定できないわけですので、少年審判手続においても処遇決定の前提として適正手続の保障のもとで事実の厳格な認定をしなければならないのであります。保護主義一辺倒の考え方に立ちますと、少年を保護の客体としてしか取り扱わないのですが、保護主義と責任主義の二本立てを基本とする考え方によれば、少年であっても、その主体性を認め、審判手続の中で少年に一人の人格者として尊重されてい

ることを自覚させながら審判をする必要がある。そのためには、適正手続の保障と厳格な事実認定は不可欠なものとしてとらえられることになるのであります。

第二に、少年非行といいましても、それは社会の犯罪現象の一つにはかならないのでありますので、非行少年に対する処遇は、単に本人の改善、更生というだけではなくて、被害者の痛みを癒し、社会一般の正義感情を満足させるということをも総合的に考えたところの処遇決定でなければならないと思われるのであります。

そういう観点に立ちますと、このたびの少年法改正は、成立するまでのプロセスにはいささか不満足なものがありますが、改正された幾つかの点は、今申し上げました少年法のあるべき姿に沿ったものとして、これを支持すべきではなかろうかと思えます。

改正の主たる柱は、少年審判手続の点と、年齢引き下げの点であります。

まず少年審判手続について。現行少年審判は、いわゆる職権的審判構造であり、単独審で、しかも非公開で、徹底した非公式、無形式なやり方であります。検察官の関与はない。付添弁護人も任意的なものである。したがって裁判官は、検察官、弁護人の役割も負わなければならないということになる。手足がありませんから、証拠収集を自らやるということもできない。ということで、少年審判に熱心な家裁の裁判官ほど次のように述懐しているのであります。「ひとたび事実が争われると、現行の構造は制度的な限界を示してしまう」と。少年審判における事実認定を厳格かつ適正に行うには審判自体を合議体にし、検察官関与を認め、資格のある弁護士さんの付添人をつけるという弾劾的訴訟構造にして、一定のルールに従った当事者の攻撃・防御の間に真実を見出していくという方式が不可欠であろうかと思われます。その構造が今度の改正である程度とり入れられたので、私としては賛成するところであります。

第2に、年齢の点であります。少年法の年齢に関する改正を考えるとすれば、少年法の適用年齢限界を現在の20歳から18歳に引き下げること、それから現在の16歳という逆送年齢を14歳に引き下げること、この二つが考えられますが、この問題の解決の手順としては、本来、前者のほう（20歳を18歳に下げる）を先に行って、その次に16歳を14歳に引き下げる順序を取るべきであったのに、今回の国会では、どういうわけだか前者のほうは問題にしないで、いきなり一番問題性の多い16歳から14歳への引下げを可決・成立させてしまいました。どうしてそうなのか私にも理解できないところでありますが、16歳から14歳への引き下げというのも現在の少年の実態に照らして肯定すべきことであろうかと思われます。

木村 16から14への引き下げというのは、今まで16歳以下に対しては逆送で刑事裁判の手続でやるということはできなかったわけですね。今度はそれを14歳まで下げて、14歳以上であれば刑事裁判もやれるようにした。普通の法廷で刑事裁判をできるようになった。それが16から14への引き下げという意味です。

土本 ご承知のとおり我が国では、現在、刑法において刑事責任年齢は14歳です。ところが少

年法では、逆送できる年齢が16歳。2歳違いがあるわけです。一国の刑事制度として、刑事責任年齢をどこに線引きをするかということは極めて重要なことではありますが、一方で14歳、他方で16歳とダブるスタンダードになっていること自体がおかしなことであります。

なぜそういうことになってしまったのか。それは冒頭で申し上げましたように、現行少年法が当時連合軍の占領下にあった日本においてGHQからの強い示唆、すなわち当時アメリカにおいて16歳が刑事処罰できる標準的規定として各州で採られていて、それを日本も採れという示唆がありました。日本側としては、明治以来14歳でやってきて何の支障もなかったのであるから14歳にしたいという主張をしたのでありますが、GHQの意向が強くて結局16歳で現行少年法ができたという経過があるようであります。まことにこれはおかしなことでありまして、いずれにしても一本にしなければいけません。

刑法の14歳は犯行時を基準にする、これに対して少年法の16歳は家裁の審判決定時を基準にしているのであるから、決して刑法の刑事責任能力を引き上げたことにはならないのだと言う方もいらっしゃると思いますが、理屈はそうであるかもしれませんが、少年事件の手續構造をちゃんと考えれば、事実上、やはり刑法の刑事責任年齢を少年法において引き上げてしまっているということは否定できないわけでありまして。これは一本にすべきである。

しからばほかの国ではどうしているか。14歳以上の国はありません。ドイツが14歳、フランスが13歳、イギリス10歳でありまして、14歳が決して低過ぎるということはなかろうと思われま

す。さらに実質的にも、最近の少年は、肉体的成長度が速いのみならず、精神面におきましても権利意識は前より高くなっております。何よりも私が強調したいのは、高度情報化社会にありまして、少年たちの情報収集能力が非常に高い。どの程度の行為をすればどの程度の処分になるかということを知悉している。いわば処分の相場というものを知っているわけです。ですから「悪いことをやるなら20歳まで」、「人を殺すなら18まで」、殺したって18未満なら死刑にはならないから。現在の少年法は、犯行時18歳未満の者には死刑を科してはいけないことと規定しております。さらに、「刑事処分にならないように悪いことをするなら、16歳までだ」として非行に走っているのです。いわば少年法上の年齢区分を免罪符にし、逆手にとって犯行に及ぶということになるわけでありまして、そういう少年たちに規範意識を高めさせるという意味におきましても、年齢引き下げの措置は相当ではなかったかと思われま

す。ほかにもありますが、既に時間がオーバーしたので、後の議論のときに述べさせていただきます。

木村 先生、日本の場合は、刑法はドイツから持ってきている、少年法は戦後にアメリカのものを取り入れる。そこにまたずれがあったということもあると思いますが、例えばほかの国で、刑法で何歳以上は罪になりますよという刑事責任年齢と少年法での刑事処分可能な年齢が違うという国はあるのでしょうか。

土本 よくわかりませんが、少年法は少年法独自の目的に沿って刑事処分される年齢を定めているので、全くないということではないでしょう。

木村 むしろそれは、こちらの反論の中から出てくるかもしれません。それでは、石井さんから先にお話いただきましょう。

石井 こんにちは。私は弁護士で、少年たちの弁護をやっておりますので、その話からしたいと思います。

今、土本さんのお話を伺っていたことと、国会で話されていることは、私たち実務家からしますと、随分違うなという感じがするわけです。実務をやっていると、こういう議論は本当に実務のことを知っているのだろうか、私たちは疑問として感じております。

本当は1の「少年犯罪の状況」をもうちょっと時間があればやりたいのですが、今日は余り時間がないので、ごく簡単に導入から話させていただきます。レジメを全部やると大変な時間がかかりますので、主に実務の話をしたいと思います。最初に1を簡単にお話したいと思います。

少年犯罪の状況は資料1に書いてありまして、戦後からずっと出ております。①が全体です。

少年犯罪は非常に多いと言われるのですが、②を見ていただければわかりますように、85～85%が窃盗とか放置自転車の乗り逃げなんです。万引とか自転車盗とか、そのようなものが多いわけです。この波が全体の数の波と同じだと思うんです。つまりこの数が増えれば増えるほど、少年犯罪は増えていくということになっていくわけです。逆に、この犯罪は幾らでもあるわけで、どういふうにこれを検挙するのかということで数字が変わってくる可能性もあるということです。

③は、少年たちの年齢層別の人口1,000人当たり何人やっているかという数字ですが、年少少年というのは、14歳、15歳、中間少年というのは16、17歳、年長少年が18、19歳、触法少年というのが14歳未満、つまり13歳以下なのですが、問題になっている少年の低年齢化というのは、ここを見ていただければ、ないということがおわかりになると思います。

④はちょっとわかりづらい図ですが、少年たちはいつ一番犯罪が多いかということです。Aは昭和55年に12歳で62年に19歳です。Eは平成4年に12歳で平成11年に19歳。年齢を高くなるにつれてどうなっていくかということです。これを見れば、17を過ぎるとかなり一律に下がっていくということがわかると思います。それから、AからEを見ていただければわかりますように、14、15のピークが16になっていることがおわかりになると思います。低年齢化というのは実は少年犯罪においてははないのですね。

⑤が粗暴犯といいまして、ここに書いてあるものです。

⑥が殺人事件。これはすべて検挙数ですので、あとでの手続の流れで罪名等が変わる可能性があるのですが、一応目やすとして見ておいてください。殺人事件です。棒グラフが実数で、折れ線グラフは人口比で取っております。

⑦が、家庭裁判所に送られてくる少年のうち再犯の者がどのくらいいるかという数字です。これ

を見ると、かなり再犯率が低くなってきているということがおわかりになると思います。先ほどの図④をもう一度見ていただければわかりますが、家庭裁判所に送られてくる少年たちの再犯率が低いということは、家庭裁判所でそれなりのきちとした手当をすれば再犯が減っていく、そのために年齢が高くなるにつれて犯罪が減っていくということが、この数字の中から見て取れると思います。

さて、今日は主に、今の少年たちがどのような状況になっているかということでお話したいと思います。

先ほど、家庭裁判所では少年については不処分とか審判不開始が非常に多いとお話しされていましたが、現状では二つの流れになってきています。軽い犯罪については、書面だけで審判不開始。審判不開始は、ほとんど書面だけの簡易送致という送致が増えてますので増えているわけです。ところが不処分については、20年前に比べますと半分以下になっています。そして今、少年鑑別所は満杯になっております。

木村 不処分というのと審判不開始ということの違いを。

石井 審判不開始というのは、審判までしなくて済むということです。不処分というのは、保護処分までする必要がないということです。

木村 不処分というのは、判断が出ているんですね。不開始というのは、判断そのものが出ない。

石井 そうです。もう開始しなくていいということです。

この夏、私がやった事件の少年ですが、今、どういう事件の少年たちが鑑別所に入っているのかということです。

喧嘩のタイマンというのをやりまして、3組のタイマンをしたわけです。私が担当した少年は中学生ですが、1週間のけがをさせたのです。前歴なしです。この子が逮捕されて、鑑別所に入っているわけです。私は弁護士ですので、大人の事件と一緒に考えてしまうと、「えっ、こんな事件で逮捕されちゃうの」「鑑別所に入っちゃうの」という感じです。

夏に行ったときに鑑別所の人が言っていました。「今、家庭裁判所ではどんどん鑑別所に入れてくる。東京鑑別所は今まで使ってなかった房まで使っている」と。その少年も言っていました。「今日、僕はこちらの部屋に移されたんだけど、この10年間使ってなかった房なのでカビ臭い」という感じなのです。

今、私は大人と対比して言いました。これは考え方が違うからそういうふうな形になっていることもあるわけですね。だけど実態としては、甘いか軽いか、身体が拘束されているか否かで判断すると、私は決して少年は甘くないと思います。

それから、私たち弁護士がつくのは、全体で1.5%しかないわけです。少年院に行っている子たちは、今、年間5,800人ぐらいいますが、そのうち3割しか弁護士がついていないのです。あるいは刑事処分になる人たちは、家庭裁判所の段階で1割しかついていない。刑事処分と少年院送致で

は全然違いますが、その判断をするときには弁護士は1割もついていない。

そして、少年院送致は1996年からだんだん率も上がっていきまして、この3年間で実人口で1.5倍もの少年たちが少年院送致されています。この間の朝日新聞に、「今まで施設にまで収容されなかったような子どもたちが、この厳罰化の煽りを受けて、家庭裁判所が過剰に反応してきているのではないか」という意見が、少年院の職員の方の意見として載っておりましたが、先ほど言いましたような鑑別所に入っている子どもたちを見ていて、私もそのような感じがします。

鑑別所に1ヵ月近くはいるわけですね。たまたま私が行っていたときに法務省の調査がありました。あとで聞くと「少年たちは本当に法律を知っていて犯罪をやるのか」という調査をちょろどやっている最中だったみたいです。85%の者から「法律があっても僕たちはやった」という回答が出ていたと思います。そういう状況のときにたまたま行っていたのですが、さっきのタイマンをやった少年は、最初に会ったときの言葉が、「あなたは何をやったの?」と言ったら、「僕は犯罪をしました」と言うんです。私は今までそういうケースがないので、一瞬びっくりしたんです。多分警察官の人に「喧嘩も犯罪だ、犯罪だ、犯罪だ」と言われて、そういう形で言ったのだと思います。「犯罪はわかった。どういう犯罪をしたの?」と聞いたのですが、それは別にしまして、その後で何と言ったかというと、「僕のお母さんはいつ会いに来てくれるのですか」という話です。それをずっと繰り返していました。あとで聞くと、彼はそのお母さんに自分はもう捨てられてしまうのではないかと。中学3年生がですよ。眉を剃って、外で見たらつっぱっていると思われるんだと思います。だけどそういう子どもたちなんです、いま鑑別所に入っているような子どもたちは。非常に幼いという感じが私はしたんです。

それは置きまして、今、国会の議論も含めて私は一番思うに、少年たちの姿がどのように受けとめられていたのだろうか、伝わったのだろうかということです。これから、実際にやった少年たちの話を少ししたいと思います。深刻な事件も含めてしたいと思います。ただしプライバシーの問題がありますので、多少デフォルメしておりますので、その点をご容赦ください。時間の関係で二、三件にとどめます。

ある女性だけを狙った連続通り魔をした中学生の子がいました。カッターナイフで次々にやりました。幸いにけがが皆さん軽かったということもあって、それはよかったのですが、その少年に最初に会いに行ったときは、私はその少年の先生から頼まれて行ったのですが、「僕は弁護士はいりません。僕は早く刑務所に行きたい。僕は何も話したくない。帰ってください」と言われました。要は、自分がやった行動に対して何回も話すことは本人にとっても非常に苦痛なわけです。「私はあなたの苦痛さはわかるけれども、私はそれではいけないと思う。それは被害者のためにもいけないけれども、あなたのためにもいけないことだと思う。やっぱりあなたには自分の事件についてきちっと向き合ってほしい」ということで何度か話をしながら彼と対応しました。

そのうちにわかったのですが、この子は地方から出てきた。それまでおじいちゃんのところで育っ

たみたいなのです。両親のところに引き取られてから1年半ぐらい、父親から毎日のように暴行を受けていたということがわかりました。お父さんはお母さんもなぐっていた。お母さんは、そういう父親がいやなんだけれども、離婚はできない、そういう中で、自分になぐられたくないということもあって、むしろはやし立てるようなことを言う。例えば「今日はAはこういうことをしたのよ」とか、そういうことをして、お父さんがたたきやすい状態を引き出すような役割をしていた。そういうのが続いていたようです。

あるとき、おじいちゃんが死んだという知らせを受けたようです。そのときにブツッと切れたようで、「もう僕が帰るところはない」と彼は思ったようです。彼にとってみれば、離れていただけにやさしかったおじいちゃんの思い出はすごく強くありました。そのために、おじいちゃんが亡くなったということは彼にとってすごく大きな出来事だったわけです。そしてその後その事件が始まっていったわけです。彼が言ったことは、「切るということは気持ちがスーッとした」と。性的なものも含めてあったと思いますが、そういうことを言っておりました。そういう事件でした。

この子はこう言っていたんですよ。「僕はもう家には戻りたくない。ずっと施設にいたい。刑務所にいたい。だって、どうせ親は僕のことは嫌いでしょう。僕のことは迷惑だと思っているでしょう」、そういう感じでした。先ほど言いましたように、彼はなかなか自分の事件に向き合えなかったのです。凶悪事件を起こす子どもは、私は殺人事件なども含めてやっておりますが、なかなか自分の事件に向き合うのは大変です。自分の事件に向き合うまでにはかなりいろいろなプロセスが必要になってくると思います。その点については後で話しをしていきたいと思います。

事件というのは、みんなケースが違います。十把一絡げにみるととても見えなくなってきました。ただ、ある程度共通なものはあります。子どもたちの思いというのはある程度共通しています。それは、レジュメに書いてあるように、「自分は生まれてこなければよかった」「どうせおれはだめなやつだ」という自尊感情のない子たちです。それから、「どうせ親はおれを必要としない」「誰も自分のことを思ってくれる人はいない」「どこにも僕の行き場所がない」、そういうような子たちです。

私たちが伝えることは、一つはメッセージです。「あなたは本当に人間としてかけがえのない存在だよ」ということを、メッセージとして伝えたいし、伝えます。それをどうやって伝えるかということです。それから一番重要なことは、一緒に問題を考えることです。例えば彼がどうやって事件に向き合うかということです。保護主義と先ほどから出ていますが、「保護主義」という言葉は非常に誤解をされやすいのですが、今言っていることが実は保護主義の中身だと思っていただければいいと思います。一緒に考える過程だと思っていただければいいと思います。

一つのケースとして読ませてください。どうしたら事件に向き合えるかということがわかりやすい一つの例です。これは本人がいいと言ったので読みます。

鑑別所でテレビ映画を見ました。「火螢の墓」。戦争時代のときのことを見せてくれました。でも戦争といっても、今の人たちは「戦争なんかおれには関係ない」と思っているんじゃないでしょ

うか。たとえ戦争のことを知っていても、日本だけがこんなひどいことや悲劇に遭っていると思っているんじゃないですか。戦争で僕のおばあちゃんの年代の人たちや、そして僕のお父さんとお母さんたちまで、どんな辛い思いをしてきたかわかっていますでしょうか。このことについて日本の10代から30代の人たちに答えてほしいんです。そして裁判官にも。僕たち中国帰国者の人のことをどのくらい知っていますか。ぜひ裁判官に答えてもらいたいです。

ということを書きまして、そのあとに、

僕が日本に来たのは今から5年前です。初めて来たときは何もかもわからなくて、ただ不安でいっぱいでした。それは言葉の問題だけではありません。今まで中国で暮らした中で当たり前のこと、大切なことが、そうではなくなりました。全く異なる人たちの中で、僕は何を信じ、誰を信じていいのかわかりませんでした。

僕は普通の小学校に編入しました。ただ孤独でした。学校に行っても何もわからずにイライラ。けど僕は一日も早く日本語がしゃべれるようになりたかったし、ほんと日本人と仲良くなりたかったです。それが僕の中で小さな目標でした。頑張ろうと思いました。けど僕は、日本で初めて差別によるいじめに遭いました。「バカ」や「中国へ帰れ」など言われても言い返せなかった。言い返したくても、思っていることがうまく相手に伝わらず、いつも悪者扱いされ、誰にも相手にされずに、ただ一人で泣くだけでした。

あるとき先生に呼び出され、結果は、おれがめっちゃくちゃ先生に言われ、「おまえは中国人で、日本に来て喧嘩などして、中国人ってみんなそうなのか。全く中国人はみんな野蛮だからな」と侮辱されました。

初めて自分の弱さに気づきました。今までの自分が自分でなくなり、本当の自分さえわからなくなった。悲しいだけで、笑うことすら忘れてしまった。誰一人手を差し伸べようとしなかった。

おれの言いたいことは先生のことです。もっと生徒の立場に立って、生徒の気持ちや、生徒のどんなところが弱いのか、助けてやるべきだと思っています。もし一人でも手を差し伸べようとしてくれる人がいれば、僕も日本人を恨んでいなかったと思います。

中学校に入り、僕はだいぶ日本語も話せるようになり、いじめも多少なくなりました。ぼくのことを理解してくれる先生もいました。その先生は僕と同じ立場に立って考えてくれ、教えてくれるようになりました。今までどんな先生も僕のことをわかってくれませんでした。いや、わかろうとしなかったんです。でも、その先生だけは違いました。僕はその先生の授業は一生懸命しました。こうして高校に入りました。高校はどうだろう？ いじめはあるだろうか？ 不安でした。

こういう状態の時、事件を起こしました。

この子はナイフで同級生を刺したのです。いじめが背景にあったわけです。彼はいじめがあってからずっとナイフを持っていたと言っていました。「近づくな」という意味でナイフを出したわけです。子どもたちがナイフを出すときに、「もうこれ以上近づくな」という意味がかなりあると思

います。そのもみ合いの中で刺した。幸いけがは余りひどくなかったのでよかったのですが。この件について、

僕だって、やってよいことと悪いことの区別くらいわかります。でも、そのときは自分をコントロールできなかったのです。自分のやった罪の重さに自分も傷つきました。ということを書いています。

これを今なぜ読んだかという、一人の中国帰国者として特殊な立場で聞いていただきたくないということが1点と、それから、これを甘えだと読むのも簡単なのですが、そうではなく、私が言いたいのは、この子がこういうふうにいることを受けとめることがとても大事だ、ということ伝えたいということです。

そしてこのことは、実は今の少年審判の大きな柱でもあるわけです。多くの少年たちは、先ほど言いましたように、かなりいろいろな被害感情を持っています。その被害感情を表に出すということは、ある意味で自由になれるということです。そこから自分が受けてきた被害の理不尽さに怒りをきちんと出す。そのことによって「被害者性」から解放されるのです。そして「被害者」であった自分が加害者に転化する過程を見つめ直す。そういうプロセスがない限り、実は自分の事件に向き合えないのです。そのことが今の少年法の世界の中では本来やるべきことだと私は思っています。弁護士として私がついている場合は、そのような形で裁判官と打ち合わせをしながらやっているわけです。それから調査官とも、こういう視点でやってほしいと言っているわけです。

この手紙を私は裁判官に見せようかどうかと迷ったんですね。でもこの裁判官はきっと受けとめてくれる人だと私は思いました。それで見せながら話し、この少年は今このようなことを思っている。思っていることがとても大事なことであって、そのことによって初めて自分の事件について向き合えるだという先ほどのような話をして、そういう観点から順次審判も進めてほしいということ裁判官に伝え、調査官ともそういう話をしていきました。

そういう中で裁判官も受けとめてくれたと思います。審判の場で、「君たちは日本の中で大変だったね」ということを、裁判官が少年と家族に最初に言ってくれました。「本当に一生懸命頑張ってきたんだね」と。その次に「でも残念ですね、ここにいるのは。この事件を起こしたということは。これをどう考えていますか」ということですね。言葉はやさしいですが、言っていることは、かなり厳しいことを聞いていくわけです。被害者に対してどう思っているかということを含めて、これから被害者に対してどのような形で自分がやった事件について返していくのか、そういうことも含めて裁判官が聞いていくわけです。私も、もし不足だったら聞いていくわけです。

審判の場というのは、そういう意味の今言ったプロセスの一つのステップの場だと私は思っています。先ほどの通り魔事件の子は、ここまでは実はできなかったのです。そのまま少年院に行って、その続きを次ぐという感じになったわけです。

この間に、私たち弁護士は被害者との間で話を続けていきます。こういう事件だったということ

と、それから被害者からの話を聞いて、それを少年と家族に伝える。そういうやりとりの中でやっていきます。

被害者の方は、——私も被害者の代理人をやりますのでわかりますが、本当にきついと思います。この場合は同級生だったということもありますし、出てから、少年と私と親ときちっと謝罪を含めてお伺いすることができました。そういうことができたが、凶悪事件の被害者というのは本当に大変です。殺人事件のときには、私が罵倒されました。ただその事実を伝えるのが私の役割であるので、それはそれで全く構いません。あるレイプ事件では、何度も電話しても、会いたくない、弁護士にも会いたくない、だから来られては絶対困るということで、何回かお電話したのですが会えませんでした。最後に「私に何かできることはありますか」と尋ねることをしました。そして、こういう相談センターがありますよということを教えました。「私に何かできますか」と尋ねたら、この少年は住所を変わってほしいという申し出がありました。そこでそれについて本人と家族に、今このように被害者の人は思っている、私はどうせよとは言えないけれども、そういうことを被害者の方は思っている、それをどう受けとめるか、今できる最大限のことではないかと伝えました。これは家を持っている人は移るのはなかなか大変ですが、この場合賃貸だったということもあって可能だったのですが、そして実際に引越しもせざるを得ないという状況もあったわけですので、それを受けて、被害者の方に少なくとも今こういうふうに考えているようですということを伝える。せいぜいこの程度のことしかできない場合もあるのです。

私がこれから懸念するのは、少年法の本来の目的は、少年たちが自分の事件に向き合って、それの中で本当に更生していく、それが目的なわけですね。そのためには、私が今言ったようなプロセスが必要なんです。それはケースワークというやり方であるのですが、実務は調査官も含めてそのようなケースワークの考えでやっているわけです。だけど実態としては、前回の少年法改正の問題があってから徐々にケースワークの機能が弱くなってしまっていて、今本当にこのとおりにやっているかと言われたら、100%はやれていないはずですよ。かろうじて弁護士がつきながらその部分をカバーしているというのが現状なわけです。今度、少年法が改正されてしまうと、例えば原則逆送という制度がありまして、16歳以上で人命を奪った事件は原則逆送ということになると、調査官が実際に調査する部分はかなり減ってくるだろうし、こういったケースワークはしなくなるだろう。少年審判で一番大事な部分ですよ、これらは。これらができないと、その後どういうふうにかの少年に対して処遇していったらいいのかというのがかなり困難な場面が出てくる。結果的に調査官の能力を落としてしまうと思うのです。そういう調査官の力を落とすということは、結局は家庭裁判所の本来の能力をどんどん弱めていってしまうのではないかと考えています。

それから、結果として、刑罰というのは、更生するには極めて難しい制度ですね。若い人が長期の刑務所に収容され、その若い時代に前科者という形で出てくるということでは、社会復帰が非常に困難です。社会復帰が困難ということは、つまり再犯罪を生むということです。そういう意味で

非常に深刻な問題が私はあると思います。

それから、最後にもう1点だけ言わせてください。

今度、保護者の責任の明記ということがあって、保護者に対して訓告とかそういうのをやれということなんです。今でも保護者に対して、こういう点を注意しなさいとか、ああいう点を注意しなさいと当然言うわけですが、実は審判の場も家裁の場も含めた全体のプロセスがそうなんです、これらプロセスは保護者と子どもの再構築の場なんです。先ほど言ったように「愛されていない」思いとか「自分が大切にされていない」思いは誰に対して一番あるかというと、身近な人に対して、親に対してなんです。子どもが「親から愛されている」という実感を持つのは、実は少年審判の場なんです。鑑別所に何度も会いに来てくれたり、少年審判の場で、子どもが真ん中にいて両親がその横に。そのときに少年が例えば泣きながら話しているときに、お父さんお母さんが手をつなぎながら「しっかり頑張ってください」と。そういうことも含めてやるのが今のシステムなんですよ。強圧的に「あなただめよ」と言っても受けとめられないんです。親もそうなんです。親も実は非常に困っているわけです。その困っている親と一緒に考えようとする。一緒に問題を受けとめながら考える姿勢がなければ親は絶対に変わらないです。そういう視点がなくなってしまうのが1点。

それから今、私は過剰に親は「よい親」をやっていると思います。虐待が多いというのも実はそうだと思っています。過剰なしつけ感をいま親たちは持っていると思います。若い親たちは特に。今年になって、立て続けに、自分の子が犯罪を犯すんじゃないかと思って子どもが殺されているわけです。女の人たちは子どもを生むのが怖くなってきます、これじゃ。あるいは殺される子がいるかもしれない。あるいは、もっと子どもを管理しようとするかもしれない。もしそういうことになったらどちらがマイナスかということを考えると、これは結構大変な問題だなと思っています。

現場的な発言ですので、いろいろご意見があると思いますので、ぜひあとでまた聞かせていただければと思います。ありがとうございました。

木村 実際に付添人も1人のケースワーカーなわけですね。そういう立場で事件関与しておられる。その点が今後改正法の中で失われていくのかどうか、また土本先生から反論も聞きたいと思いますが。

それでは、3人目の福田さんをお願いいたします。

福田 福田でございます。私は、細かい今回の改正の論点というよりは、刑罰化という改正がなぜ必要だったのか、何のための改正なのかということに焦点を当ててお話をさせていただきたいと思っています。

結論だけ先に申し上げます。これはレッテル詐欺であるということでございます。実は、レッテル詐欺を行いながら戦前の社会治安体制へと戻ることが明らかになった法律であろうと考えております。

レッテル詐欺というのはどういう意味かと申しますと、今回は少年法の目的規定は一切変わって

おりません。少年法の目的規定は、「健全育成のために人格の矯正と環境の調整を行う」という形になっておるのです。今回の理由は、少年の健全な成長を図るために刑罰を科すと言っているのです。よく皆さんお考えください。刑務所は子どもを育て成長させる場所でしょうか。少年の成長を図るために14歳——中学生を刑務所に入れるというのです。逆送ということを原則にしまして、刑事裁判にかけて子どもたちを入れる。これは完全なレッテル詐欺じゃないでしょうか。刑務所に入れ刑罰化を図るのは少年の成長発達のためだと。これはまず嘘だと言わなければなりません。

それから、被害者の感情を考慮するというのも、今回の大きな立法理由でございました。これもレッテル詐欺でございます。なぜならば、全く被害者の本当の救済にはなりません。

社会のために犠牲になってくれた被害者に対して、「ありがとう、本当に大変だったね。その苦しみを乗り越えてもう一度一緒に生きよう」という社会の側からの慰謝と再生のための援助を実現する制度を作らなければなりません。そのプロセスの一環として、事実関係の認識や、加害少年の心からの「ごめんなさい」という反省や、被害者に対する給付金が必要になりましょう。被害者の救済というのは、被害者や遺族の方々が「もう一度自分の人生を生きられるように癒しのプロセスを用意する」ことであって、厳罰化することによって、被害者の憎しみを増幅させ、憎しみに定着させることではありません。現在被害者に対する給付金も最高1,300万円だけしか出ていませんが、この被害者給付金というのは社会が慰謝をしているわけでございます。言いかえると、自由を守るためには犯罪というのは不可欠でございます。犯罪を根絶しようということ自体が、実は自由を否定することになります。私たちは、善も選べる、悪も選べるという中に自由な社会をつくっているはずです。もし犯罪を絶滅しようとするならば、生活のいたるところに監視カメラをつければいいのです。私たちは監視の社会の中に完全に置かれたら、犯罪なんていうものは起きません。犯罪というのは、自由を我々が確保するための必要悪として許容しなければならない部分がある。そうすると、被害者というのは、そういう社会の自由を守るために私たちの犠牲になってくれた人たちです。それは大変だろうと思います。大事な人を殺されたり、レイプされたり、これはたまりません。被害者たちは社会のために生きているんじゃないと言われるかもしれませんが、いずれにしても自由な社会を維持するために犠牲になってくれて申しわけないと、その慰謝をしなければいけない。社会は決してその被害者を見捨てるのではなくて、大変だったけれどももう一度一緒に生き直そうという、その慰謝の気持ち、犠牲になってくれた感謝として被害者給付金を出さなければいけない。被害に遭った人たちを社会は見捨てるどころか、本当にありがとうと、社会は無関心ではなくて、一緒にあなた方とまたやり直すことを保障しますよと、そういう被疑者の救済をきちんと考える法律を別個につくらなければいけません。審判廷の記録を見るとか、あるいは意見陳述をするとか、そんな弥縫策、これは被害者のことなんかひとつも考えていない法律だと考えていいと思います。

被害者感情を満足させるため、そして少年をよくするために、規範意識の強化のために刑罰を科すということ、これは私はレッテル詐欺としか言いようがないのではないかと思います。というこ

とは、今回の改正には実態がないということです。どうしてこんなレッテル、嘘の理由をつけて刑罰化を図る必要があったのでしょうか。それを分析することがより大切なのではないかと考えます。

今回のレッテル詐欺の本体は、実は、社会の秩序維持官としての検察官の権威と威厳の回復にあったとしか言いようがありません。先ほど土本先生が1947年（昭和22年）に始まった戦後の少年法改正はアメリカから押しつけられた旨のことを話されていましたが、これは戦前の検察官制度へのノスタルジーですね。戦前の検察官は社会の治安維持の絶対的な責任者として、子どもの犯罪についても強大な権限を握っておりました。検察官が刑罰に科すかどうかという先議権を持っておりました。14歳以上は全部刑罰が可能でした。少年事件に検察官がまるまる責任を取るという検察官関与が、初めから存在していたと考えてよろしいかと思います。

戦後の現行少年法をつくるときに、当時の司法省（今の法務省）の大臣官房課の人たちは、この原則を死守したかったのです。例えば次のように書いてあります。これは5月13日、ルイス博士が出した提案に対して反対論を述べているところです。「犯罪の訴追に関しては検事が公益の唯一の代表者であり、また絶対の責任者なのだから、少年の犯罪について関与できないことは検事の地位と矛盾する」ということさえ言っております。それから「検事と警察は密接な関係にあるが、家庭裁判所と警察はそういう密接な関係はないので重大事件以外は送致されなくなり、結果として少年保護の目的が十分に達せられなくなる」と。

言いかえますと、検察官関与を通して、治安維持のために子どもを国が管理するという思想が実際の目的として入ってきているわけでございます。検察官は秩序維持官ではあっても子育てする人ではない、だから家裁にしましょうとあって、ルイス博士は検察官関与をやめた。ところが今回それを実質的に復活させたのです。ちょっと違う形で。検察官に代わって法律が、結果として故意の行為で人を殺した場合には原則として振り分けをして刑事裁判に付すのだという形で、検察官関与ではなくて法律による検察官先議を実現させてしまったと言うことができます。

それから、14歳から16歳までは刑務所に送らない。それは、そうすることによって、子どもがよりよく成長発達し社会の安全も確保できるというたくさんの歴史的、国際的、あるいは心理学的な検証に基づいて戦後導入されたものです。これがまた14歳まで下げられたということです。言いかえると、言葉はちょっと強いですが、レッテル詐欺によって実は検察官関与が完全にここでは勝ちとられてしまった、昔の、戦前の体制へと回帰したということであろうかと思います。

私が今日ここでお話したいのは、次のことです。皆さんに考えていただきたいのです。土本先生が、人格の主体として責任を取るということがいかにもすばらしいようにおっしゃられました。しかし、13歳、14歳の子どもに、一体、自己決定能力、そして責任を取っていく能力なんてあるんでしょうか。子どもは、まさに未熟だから子どもじゃないんでしょうか。その未熟な子どもに責任を取らせて、やったことに対して刑務所に入りなさいということは、本当に正しいことなんですか。子どもたちは、「おれは大殺人鬼になるんだ」、「バスジャックして人を殺すのだ」、そういう

ことを自ら選び取り決心をしてそれを行っているのかという問題です。私は、そうではない、石井先生がおっしゃられたように、成長発達できない、子ども期が保障されない、憎しみと、必要な愛情を受けられない人間関係の中で、やむを得ず「おれってダメな人間なんだ」という形で、自己破壊の宣言として非行に走っているのではないのでしょうか。これは人を殺す場合だけじゃございません。自殺の場合もそうです。

清輝君、ご存じだと思います。清輝君は、当時の新聞も今も次のように言われています。彼はいじめによって死んだ、だからいじめは残虐だ、と言われております。確かにいじめは原因です。彼の遺書を、こういうことを言う人は読んだのでしょうか。清輝君は次のように言っているのです。「この次のお金を取ったら、なぜ施設に行くと言ったか」というと、そのほうが幸せだと思ったからです」と書いてあるのです。これは大変なことです。「そのほう」というのは、「家にいるよりも」ということです。自分の家に帰ってきて、「清輝、おかえり」、勉強も何もしていない、成績はどんどん落ちる一方だけど、「どう、楽しかった?」「勉強できないけど、元気に遊んでいていいね」と、自分の存在をそのまま抱えてくれる人は誰もいなかった。いつでも白い目で見られる。「おまえは茶髪に染めて、学生の本文を果たしてないじゃないか」、そういう形で親に応えられない自分を親の目の前にさらしているこの辛さ、彼はどんどん小さく小さくなっていったんです。そして結論としては、施設に行ったほうがいいと。施設は、刑務所であり少年院です。この13歳の子どもが自宅よりも刑務所や少年院のほうがいいと考えるようになった。だから自殺したんじゃないでしょうか。

いじめっ子たちには、「僕からお金を取った人たちを責めないでください」と書いているんです。これは嘘なのか。私は本当だと思う。これは逆転の犯罪と申しまして、遺書の最後に清輝君は次のようにも書いています。「1年生の頃は彼等も先輩につかまっていたので僕は勉強ができた」という言い方をしています。これは何かといえば、いま死へと追い詰めるほどのひどいいじめっ子たちも、1年前はいじめられっ子だったということです。逆に自分が犯罪者になることによって、そのいじめられから抜け出たのです。今、清輝君は同じようにいじめられから抜け出るために、逆転の犯罪を犯すのです。人を殺します。自殺とは人を殺すことです。一生絶対にカラカラと笑えないような苦しみをお父さんとお母さんに与える残酷なことをした。逆転の犯罪です。それによっていじめられから抜けていくという状況です。そうすると、「僕からお金を取っていた人たちを責めないでください」とは、「こうやって逆転の犯罪を犯して死んでいく僕を責めないでください」というだけのことなんではないのでしょうか。

これを、いじめっ子は悪い、厳罰に処せ、検察官も警察も厳正に対処するという。いじめ閣僚会議から、文部省の専門家会議から、いわゆる教研集会と言われる先生方の集団から、全部が同じ声明を出してきた、「いじめは悪い」と。そして、いじめの犯人探しをなささいということまで言いました。しかし、本当の原因は違っていた。清輝君は知っていた。そうではないんだよ、僕をそう

やっていじめていた人たちもいじめられていて、そこから抜け出るためにはいじめなきゃいけないような状況に追い込まれていたんだよ、僕も今こうやって逆転の犯罪を犯さなければならない状況に追い込まれているんだよ、それをわかるなら犯人探しなんてやめてくれ、これが遺書の内容だったんじゃないでしょうか。

「114万取ってくれてありがとう。今まであんたがいじめられてそんな辛い思いをしていたということは、親から114万取ってくれなきゃわからなかった。本当に大変だったね。ごめんね。もう心配しなくていいよ。あとはお父さんとお母さんがちゃんとしてあげるよ」、これを言ってほしかった、抱えてほしかったんじゃないでしょうか。そうしたら清輝君は死にませんでした。清輝君を死へ追いやったのは、いじめもあります。しかし一番は、安心しておれのようなダメな人間でもそのままで抱えられる人間関係、それがなかったからだよということが、清輝君の命を賭して書いた遺書のメッセージだったのではないのでしょうか。

心理学的にみて、子どもが成長・発達するってどういうことでしょうか。人格が形成できるということはどういうことなのか。アリス・ミラー（『魂の殺人』『禁断の知を撃て』その他たくさんご紹介します）、キャロル・ベーカー、日本では斎藤学さん、こういう心理学者、精神科医の方々の書物を読んでいただくとすぐに分かります。ありがとう、こんな僕でも生きていいんだね、こんなお父さんやお母さんの期待に応えられない僕でもそのままで抱えてくれるんだねという安心と自信を与えてくれる人間関係がきちんと保障されていると、人には必ず「ありがとう、今度はぼくがちゃんとする番だね」という補償感情が生まれます。補償感情がでるまできちんと愛されない限り、自分らしく、自分のエネルギーを人のために使えるような人格へと成長することは絶対にできません。

木村 「ほしょう」というのは……。

福田 コンペンセーション、被害を補うほうです。

うんと困っているときに「何だ」と指摘するのではなくて、「そう、大変だったね」と。114万円取っても、「あんた、114万円も親から取らなきゃいけないなんて、本当に大変だったね。何も言わなくていいから、とにかく今はもう安心しなさい」と言って抱えてくれることです。そのときに初めて「ありがとう」という言葉が出てくる。これが補償感情です。

今の子どもたちは、どの程度の子どもたちが補償感情がでるまで愛されているのでしょうか。甘やかされているのでしょうか。欲求をそのままで受けとめてもらえているのでしょうか。経済発展のリクルート要員として序列化された道の中に、偏差値何点取らなきゃおまえは価値がない、勉強ができる子はいい子、できない子はダメな子、そしてダメな子は結局ご褒美ももらえない。安心して生きられる場所もなくなる。そのときに、「おれなんか生きる価値がないんだ」と言って、今までの社会的な価値を全部かなぐり捨てて自己破壊へと追いつめられる。

神戸のA君を考えてください。透明な存在でどこにも居場所がなかった。せめて私が首を切って校門に並べる、そういう残虐な行為をした少年がいるということで皆さんの意識の中にとどめ置き

てください、という声明文を出しているでしょう。そして少年審判では、「僕なんか生まれてこなければよかった」と言っている。自己否定なんです、非行は。

バスジャックを見てください。彼が喜んでやっているのでしょうか。少年法を逆手に取ってやっているのでしょうか。私も逆手にとっている子どもは知っています。しかしそれが本心なんのでしょうか。そこまで自分を追い詰めてだめにしたときに、せめてもの正当化理由としてそういうことを言っているだけじゃないのでしょうか。本当に少年法を逆手に取って、若いうちに悪いことをしておくと、そんなことを考えている人は誰もいないはずです。私はたくさんの非行少年と会っていますが、そんな子どもは一人も知りません。ツッパリます。カッコよがります。それを逆手に取ってなんていう形で読むというのは、私は創造力の欠乏した政治家たちが多過ぎるという気がしてなりません。

言いかえますと、今述べたような居場所、人間の尊厳です。「ねえねえ、お母さん、お父さん」、そういう呼びかけに対して、「なんだ、ばかげてる。勉強してろ」という形で全部言葉を奪ってきたのではないか。返事もしなかったのではないか。ついには「ねえ、ねえ」という自分の欲求さえも出せなくなった。自分を殺し、顔色をうかがって演技を始める。要するに人間としての尊厳を認められるとは、人間関係ができることです。自分を存在として認められること。そのような人間関係をつくって、その中で居場所と自信と自由を与えられてはじめて子どもは育つ。これが戦後、経済発展のために、外在的な価値、東大に行く子はいい子、そうでない子はダメな子、その中で全部自信を失い自由を失っていった子どもたち、これが今、大人の社会に警鐘を発し、反乱を起こしているのではないのでしょうか。これは大人の責任です。親も戦後の外在的な価値に毒されているのです。親も人間関係を持てないでいるのです。それなのに当の子どもとその親だけに全責任を負わせようというのが、今回の改正でもあります。

私たちは、戦後、一体何のために経済発展をしたのか。石井さんが言われたような、結婚はしたくない、子どもが育たない社会をつくるために経済発展したのですか。貧困が理由ならば、それはわかる。しかし今は、理由なき犯罪だと。こんなのは嘘です。理由ははっきりしています。戦後50年、政財官の癒着の構造の下で日本の経済を発展させるために、すり寄って「はい、はい」と言って何でももみ手をして聞く人にはご褒美をあげる。自分の欲求を殺してなんでも勉強をして、そして「はい、はい」と言っていた人には、東大というご褒美がある。課長、部長に対して口はきかない。「はい」と言って、何でも「ごもっともです」。それで昇進できる。こういう人間をつくってきたんじゃないですか、日本社会というのは。そういう中で、結局、自分らしさ、愛する心、人との関係をつくるということ、こういうことが全部できなくなってしまった。こういう戦後50年の人間関係を搾取し続けてきた日本の社会文化構造そのものが、今の非行を生み出しているのです。

そして、結果として出たものだけ、全部今度は切り捨てる。中学生を刑務所に送って、彼の人生はどうなるんですか。その家族も切り捨てる。あんた方はもう社会にいらないよと。これが教育改

革国民改革の答申と一緒になっています。言いかえますと、こういう形で新たな序列化をして、一体日本はどこに走ろうとしているのでしょうか。

時間が二、三分過ぎてしまいました。ちょっと大風呂敷を広げた話ではございますが、非行が増えてアメリカのように緊急事態になっているならば、刑罰を科して場合によっては抑えなければいけないということがあります。アメリカは一時はそういう形で効果を上げました。しかし本当の原因、人間関係の搾取、人間関係の喪失の部分には手をつけないまま来ましたから、また犯罪が増えている。犯罪が本格的に減り始めたのは、クリントン政権になってアメリカが経済的に豊かになってからです。余裕が出てきたのです。決して厳罰が犯罪を減らすということではない。しかも、日本はそんな緊急状態にはありません。犯罪のゆえに社会が崩壊してしまうような寸前まで行っているわけでもございません。刑罰化ということは、今する必要は一切ない。

バブル崩壊後の新たな経済体制、政財官の癒着の構造を国際舞台で広げるためには、いろんな摩擦が出てきます。安全保障理事会の理事国にならなければ、7 大大国として世界のエネルギーや市場の御利益をもらうことはできません。今一番の目標は、安全保障理事会の理事国になることです。そのためには、憲法を改正して再軍備しなければなりません。憲法を改正して再軍備をするためには、摩擦が出ます。それを抑えなければいけないのです。その摩擦を抑えるために、オウムをスケープゴートとして、大人の異議を唱える人たちをつぶすシステムをつくりました。今度は検察権力を子どもにまで及ぼして、憲法改正と再軍備へ向けて、これに異議を唱える若者たちを抑えることも必要になる。実はそこにこそ本当の狙いがあったのではないか。

大風呂敷ですが、そういう視点も必要なんじゃないかと思ひまして、話させていただきました。

木村 それぞれ長目にお話しいただいたので、残りの時間が少なくなってしまったのですが、ここでもしよろしければ会場からの意見なり質問があれば、できるだけ短くお話ししたいのですが、出していただきたいと思います。

フロア A 私は大学の講師をしておりまして、特定のイデオロギーを持っておりませんので、今回の日弁連あるいはその傾向のご主張にも法務省の考え方にも、不十分だと考えております。

6 大学 7 学部で統計を取りました。学生に向かって、少年犯罪をどう考えるか厳罰化の内容は何も言わずに、厳罰化ということで賛成か反対かと取りましたが、一番多いところで 99%以上が賛成で、一番低いところでも、中央大学の法学部ですから日弁連に賛成する学生が比較的多いところですが、ここでも 85%が賛成であると。1 回だけではなくて、何度も何度も繰り返しました。日弁連の資料もインターネットで最近 12 月に取り出しまして徹底的に見せましたが、厳罰化に賛成がそれ以上下がりません。内容も、各新聞全部なるべく公正に集めました。

そこで私が少し危惧しているのは、インターネットの情報洪水というものの威力を日弁連の皆様はややわかっていないんじゃないか。つまり玉石混淆の情報があふれているわけです。例えば少年院の内容ですね。中で何が行われているか。警官もできないほどの暴力を受けた、このようなこと

も言われているわけです。保護処分というのが一種の教育であるとすれば、刑務所以上の暴力がもし少年院で行われていたら、どうして保護処分が教育となり得るのか。インターネットですから信憑性はわかりませんが、少なくともこのような内容がこれから洪水のように出てくる。そのときに、いま先生方がおっしゃられたような善良であると思われるような非行少年の一、二例だけでは、到底国民感情は納得できない。学生の多くが、少年犯罪の被害者の側に立って考えてしまう。自分もこんなのに遭ったら大変だと。

先ほど福田先生が、自由を確保するために犯罪を犯す自由も当然認められていると。わたしも現代哲学の立場から大変共感したのですが、ではレイプの際の例を学生に聞きました。族上がり、チーマー上がりのやり方は、一つは、樹海へ連れて行って、あるいは海岸へ連れて行って、四駆で入って行って、そこへ放っばり出されたら死ぬという状況をつくってやれば、女は自分から脱ぐよ、和姦でレイプにならないと。もう一つは、大都市の真ん中ででかい車、目隠ししたミニバン、あそこへ女を引っぱり込んで回して、夜中に全部身ぐるみ剥いで捨ててくる。そこまでやれば絶対に訴えるやつなんかいない。それからもう一人、元チーマー女は、なんで入ったかといいますと、「おもしろいから入った」と。もうこれ以上言いません。

つまり、両極端の例を出したって意味がない。昨年3万8,000件が家裁で取り扱われて、弁護士の先生方が1割以下しかつかなかったと。私はその責任がどこへ求められるべきか知りませんが、何万という例においてお互いに都合のいい例を数件出しても、もはやインターネット時代では説得力がない。したがって、全部の件数について、社会学的、心理学的な中立の立場からの徹底的な調査を少なくとも今後5年間法律で実験ができるという、とんでもないといえますか、すばらしいことができるわけですから、徹底的なデータを集めて国民に情報開示すべきである。つまり、国民がどの情報を信じていいのかということですね。情報開示の点になりますと、なぜかすべての法曹関係者がいやがっちゃうんですね。プライバシーの保護と。もちろん保護しながら社会学的な調査は十分にできるのですよね。なぜしないのか。国民はバカではないですから。すべての情報を出せば、おのずから判断できるはずですよ。そこをぜひお願いしたいと思います。

フロアB 本学の政治学科の研究補助員をやっております。

ただいまのお話、ご質問も含めて大変興味深く伺いました。

私は、個人で少年法改正には反対の意見を持っておりました。そういう立場から、改正されてしまうわけですから、今もがいたところで、例えば反対意見の者は大変ショックを受けるしかないわけですね。賛成している側の方は、その中間の議論がどうであろうと、結果的に成立したものに対しては評価するということが行われると思うのですが、反対の立場から見えておりますと、私は、いま世論という話も出ておりましたが、大体どのマスコミを見ておりましたが、いわゆる客観的な意見ですとか、例えば少年犯罪に触れている実務家の方がどういうふうに接しているのかとか、問題をもっとわかってほしいということを私は本当に見なかったです、マスコミのテレビ報道の中でも。

木村 そうでもないんじゃないでしょうか。私はテレビでも見ましたし、新聞でもかなり特集記事が組まれたように思いますけれども。元家裁の調査官をやっておられた方の報道もありましたし、弁護士さんの報道もかなりあったように思います。

フロアB ワイドショーなどを含めて、世論に訴えかける側からすると、やっぱり世論をつくるという作用をかなりしていたのではないかなと思っているんですね。今回、実務の方は反対している方が多いにもかかわらず、どうして国会ではこのように多くのきちんとした議論されずに通ってしまったのかというのがよくわからないのですね。反対している人はそれなりにいるにもかかわらず、どうして……。

木村 反対している人はいるんですけれども、先ほどおっしゃったように大変賛成の人も多かったという経過もあると思うんですよね。要するに、弁護士とかそういう実務家の世界では、弁護士や調査官の方の意見は比較的現状維持の考え方ですね。しかし裁判官の考え方はかなり最近変わってきた。裁判官も昔は現状維持だったのですが、最近はかなり裁判官の意見も変わってきた。なぜこんなにスムーズに通ってしまったのかというと、社会的にバランスを取るにはこの程度の改正があってもいいんじゃないかと、それは正しいかどうかは別ですよ、そういう風潮といいますか、そういうものはあったんじゃないかと思うんですけどね。

フロアB わかりました。

そうしますと、今回の国会での議論は、一様にきちんと議論されて、実務家の声も多数決というものがあつたにしろ反映されて成り立っているということは、それはもう私たちは承知しなければいけないということになりますでしょうか。

木村 それは土本先生も不十分だとおっしゃっているのです。ですからこそこで議論をしようと思っているわけですから、あなたが反対だとお考えになるなら、その理由をあなたが言わなければいけないんじゃないですか。あなた自身があなたの考えを言わないと議論になりません。なぜ反対の意見があるのに通ってしまったのかということをここで言ってみても仕方がないと思います。この場は何のためにあるのかということを考えて発言して。

フロアB 私は専門に実務をやっているわけでもございませんし、例えば少年法の勉強をきちんとやっている立場ではないので、少年法をもっとやっていない人間も何かを疑問に感じたり、こうやって質問することは、別に間違っていないんじゃないかと思うんですが……。

木村 あなたがなぜ反対だと思われるのか理由を述べたらどうですか、と申し上げているのですが。

フロアB 私は、少年事件にかかわっている実務家の弁護士の方ですとそういう方の本などを読んでいの中で、石井先生がおっしゃった内容が非常に興味深かったので、もちろんそれを常に考えておりますから、大変それに関心を持っておりますけれども。

木村 要するに、きちんとしたケースワークができなくなるんじゃないかと、そういう疑問があ

るということですね。先ほどの石井さんの意見に賛成だということですね。

フロアB はい。

木村 それでよくわかりました。

フロアC 本学で教育学科の教員をしておりますフロアC（田尻）と申します。

私は「人権と教育」という授業を担当しております、ちょうどこの上の教室でいつも授業をしているのですが、そこで少年法の問題で非常に興味を持つ学生が多かったです。先ほど6大学7学部で調査されたという話がありましたが、私も授業の中で少年法に関して改正に賛成か反対かということで意見を書いてもらったところ、ほとんどの子がやはり「改正したほうがいい」という意見でした。それは前期の授業だったわけですが、後期に入りまして、グループ分けをして、自分たちが興味を持つ問題について調べてグループ発表をするということを行ったわけです。そのときに、三つ四つの班が少年法を選択して調べ始めたわけです。三つ四つというのは、十幾つの班の内ですから、かなり多い人数だったのですが、それぞれ違う関心で調べ始めたわけです。彼等自身がさまざまな本を読んだり自分たちで統計資料を調べて発表を行ったところ、彼等自身がかなり考え方が変わってきた。いかにして罰するかというよりは、いかにして教育を考え直していくべきかというふうに観点が変わってきまして、彼等が発表した後、学生たちの意見としては、なぜ自分たちはテレビや新聞報道のみを信じてしまって自分自身で統計資料を見て調べなかったのだろうかという感想が非常に多く出ました。

そういったように、99%が賛成と言うのもありましたが、それ自体もちょっと……。私も最初見たときは、ほとんどの人が改正に賛成だったという結果を見て非常に驚いたわけですが、ある意味で学生に対する教育、あるいは少年に対する教育、教育自体についてもう一度考え直さなくてはならないではないかと思いました。

木村 教育を考え直すというのは、もうちょっと具体的におっしゃっていただけますか。考え直さなければいけないのは当たり前なのですが、どういうふう考え直さなければいけないかということ。

フロアC まず教育という概念自体についてですが、最近の教育審議会などを見ていますと、教育という概念自体が変わっている。教育学のほうにおける教育と、いわゆる政治家が議論している教育と、かなり乖離しています。例えば奉仕活動の義務化ですね。子どもを飼いならして罰して何とか統制統御していく。自分たちが理解できないある意味で他者として子どもを想定して、その他者を何とか統御統制していくというような概念に変わりつつあるような気がしてまして、それと少年法が非常にパラレルではないかと思います。ですから、そういう概念の変容というものをもう一度問い直す必要があるのではと思います。

木村 そうすると、この少年法の改正をすると少年を統制しやすくなるわけですか。

フロアC しやすくなるというふうには思いませんが、それを導入する背景として、そういうふ

うに統御するにはどうしたらいいのかという考え方のもとに導入されたのではないかと思います。実際にそれで統御できるかどうかというのは、私としては非常に疑問ですけれども。

フロアA 先ほど99%と言いましたが、最初はそうだったんです。何度も何度もやるうちに、今回の改正法はいろいろな点で不十分であるというのが過半数になりました。けれども何らかの観点で改正すべきであるというのが多かった。

木村 どういう点が不十分だというのが多かったんでしょうか。

フロアA 厳罰化によって犯罪は当局が思うほど減らないだろうと。それからもう一つは、教育の観点で、法律関係者が教育できると思っているけれども、教育哲学を持っているのか。教育は基本的に洗脳であって、精神の自由を奪うということ。つまり、薄っぺらな人権でかわいそうな少年の精神の内部にまで立ち入って矯正してやるという考え方自体が教育学の傲慢さがあるのではないかという現代哲学の極端な意見もあります。教育現場では、40人学級をほとんどの中学教員が20人学級にしてくれというのに、誰も政府は聞いてくれない。それから1、2年までは絶対評価でやれと文部省からお達しがあるのに、高校へ行くと相対評価になっちゃって、7%しか5をつけられない。一生懸命やった子どもは、先ずその時点で挫折してしまう。「このような現場を置いておいて、一旦犯罪してもらってから矯正するじゃ、遅過ぎます」と教員は言っておりました。

木村 もっと予防的な……。

フロアA 予防にすると、各家庭に入っていかなくちゃいけなくて。

木村 予防的なことということになれば、やはりそこに……。

フロアA いわば予防したいんだけど、やり過ぎて家庭に入れば、一種の難しい問題があるということだけは言っておきましたけどね。

木村 要するに、不足だというのは、少年法だけを改正してみても効果がそう大きく出ないだろうという意味ですかね。

フロアA 予防の観点からそうでしょうけれども、今までの被害者感情から見れば、ほとんどの学生は、多少は救われたんじゃないかと言っております。

フロアD 弁護士の石井さんにお伺いしたいのですが、「ケースワーク機能による運用」とありまして「周囲の環境を調整」とありますが、具体的にどのようなことを考えているのでしょうか。

木村 今のことは個々のことなので、全体について土本さんからご意見を伺いましょう。

土本 最初に、福田先生の言われた、政財官の癒着問題というのは、本日の「少年法の改正を考える」というシンポジウムのテーマとは関係のないことですから、そういう発言は避けるべきではないかと思いますね。次に、少年問題それ自体についてもご発言を伺ってますと、福田先生は、人を殺したり人を傷つけたりすることを讃美するような、あるいは賛美までいかなくても肯定するような意見ですが、何らの理由もなく殺され傷つけられた被害者はどうなるんですか、被害者は犯罪を犯す自由を守るために犠牲になった？ とんでもないですよ。犯罪を犯す自由なんて、私は認め

ません。

確かに、学校だとか家庭だとか社会だとか、これがよくならなきゃいけないでしょうね。それが少年をよくするための根本的なことでありましょう。だけどそれは別次元の問題ではないでしょうか。法律的に言うならば、いわば予防法の分野の問題なんです。殺人、恐喝、レイプをした当の少年には責任がない、ほかに責任があるのだというなら、学校や家庭や社会はどうやって責任を取ってくれるのですか。本人も責任をとらない、ほかの者も責任をとらない、被害者だけが殺され損、傷つけられ損、こんなことでは社会の秩序は保てませんよ。

おっしゃるとおり、責任と自由は裏腹であります。私も、少年であっても、彼に一人の人格者として少年審判廷に立たせましょうというのです。今までの少年審判廷は、少年は単なる客体なんです。そうではなく、彼にも若いなら若いなりに主体性を認めて、したがって適正手続を保障した上で、事実の認定を厳格に行う。何をやったかということを度外視して、少年の性格や精神状態という少年の主観的な側面だけを見て、この子は何をやったかどうかわからんけれどもとにかくこの子の将来のために少年院に入れておこうということでは、少年の人権を侵害することになるじゃないですか。そうではなくて、審判廷において少年の主体性を認めつつ、検察官と弁護人が真実発見に向けて真剣な取り組みをし、その間に裁判所が中立的な判断者として判断を加える。それはまさに少年を一人の人格者として認めればこそなんです。裁判官を合議体にし、検察官が関与すると、威圧的であって少年に対する情操性を害するとか言いますが、審判廷にあらわれる少年は、そんな柔なものじゃありませんよ。自分が非行をやったかどうかについてみんなが真剣になって取り組んでくれているのだというところを見せ、本人に自分のやったことについて責任感を覚えさせる、それが、これからの少年審判のあり方だと思います。

したがって我々は、今度の改正は決して「厳罰化」ではなく「適正化」であると信じています。

木村 そこで土本先生に伺いたいのですが、一つは、子どもをどう見るかという点からいくと、先ほど土本さんがおっしゃった単に裁判の客体としてみるのではなく主体として考えている考え方にも一理がある。とすれば、少年事件の審判でも審判官の前に両当事者が主張をぶつけ合う中で真実を発見していくという道が見えてくる。やっぱり事実を厳格に認定していくためにはそのほうがいいというルールは確かにあるのですが、一つの問題としては、少年事件の場合には捜査記録が先に全部裁判官のところに来ちゃいますね。司会が自分の意見を言うのはどうかと思いますが、当事者構造的なところで真実が検証されていくということは、社会が正しく事実を認識しなければならないわけですし、本人も正しく認定してもらわなければならないわけですし、被害者も正しい事実を認定してもらわなきゃならないわけですから、共通の関心事だと思うのです。ただ、本来の適正手続の考え方からいくと、裁判官は最初頭の中が全く白紙の状態で臨む、その上で当事者主義の仕組みの中でだんだん裁判官が心証を形成していく。大人の裁判はそういう仕組みになっています。ところが少年の審判の場合には、家裁の中で最初に捜査記録がドサッと裁判官のところに来ちゃう。

裁判官が、捜査官が寄越した資料に基づいて、全くの白紙じゃなくて、ある程度グレーな状態で裁判をスタートしてしまう。そうすると、そこに当事者主義というのをくっつけても、少年の弁護の立場からすると全体として不利になってしまうのではないかという意見もあるように思いますが、その点はどう思われますか。

土本 その点は確かに、一つの手続上の重要な問題点であろうかと思われます。弾劾的訴訟構造を少年審判廷にも取り入れるのは、その方式が最も真実に近づきやすい方式だからであります。それをもし徹底するなら、おっしゃるように、最初に記録が全部裁判官の手元に行ってしまうと第1回の審判廷目に裁判官がある程度の心証形成をしてしまうということは、確かに問題がある。弾劾的な訴訟構造を入れるなら、その流れとして証拠法も採用しなければいけないだろうと思う。すなわち、起訴状一本主義と同じように、最初、裁判官に対しては送致書だけの形にして、それから自白法則、伝聞法則両方を、完璧な形でないにしてもある程度まで取り入れる方策を考えなければいけないだろうと思いますね。

木村 今は法律ができたばかりで、これから制度としてはそれに基づく政令ですとか省令ですとかいろいろできていくわけですね。その中でできることなのでしょう。それとも、今回の制度からいくとそこまで行けなさそうなんですか。

土本 この折衝は法律レベルの問題であろうと思いますので、しばらくは、実際やってみて、5年前でも、なおその必要性があるという声が法曹界のほうからでも出ますれば、再び国会で取り上げるのではないかと思います。

木村 これは、5年後に見直す付帯決議は、一応ついてでき上がったわけですね。民主党のほうからこういう要求があってそうなっていると。見直す方向がどちらに行くのかわかりませんが。

土本 去年3月、内閣が出した法案の上では、長期3年を超える刑の犯罪について検察官関与ということになっておりました。ところが今回の議員立法による改正法では、短期2年を超える罪なんです。我が刑法上、長期3年以上というのは幾らでもあり得ますが、短期2年以上の犯罪というのは非常に限られております。例えば、昨年、世間を驚かせた15歳の少年の5,000万円にのぼる恐喝は、この要件に合わないので、検察官関与はできないということになります。その上でさらに裁判所の検察官関与が必要だという決定があって初めて関与ということになります。したがって、果たしてどの程度の事件について検察官が実際に立合うことになるのかというのは、しばらく様子を見ないとわからない。また、審判廷の手続構造をもう少し方式化する。今は全く無方式ですので、方式化の方向での検討が開始されることになろうかと。

木村 その点で、福田先生にお伺いしたいのですが、全体として戦前体制への復帰になってしまっているのではないかとおっしゃったのですが、家庭裁判所の先議があって、検察官を立合わせるかどうかということについての裁判官の裁量があるわけで、それから逆送するかどうかについて

も、少なくとも14歳から16歳までについては裁判官が自由に判断できるわけですね。16歳以上について、凶悪事件についてのみ原則逆送となったわけですね。そういう意味では、戻ったといっても、運用の仕方によってそこまでおっしゃらなくても大丈夫じゃないかという気もしなくはないんですが。

福田 ただ私が言いたいのは、土本先生のお話とは別として、教育基本法、児童福祉法、少年法は、それぞれのカテゴリーの子どもたちを社会で育成するための法律としてできたのです。これはもう明らかなです。子どもを育てる法律なんです、これは。基本的には、少年法というのは刑法の特別法と言われております。憲法13条の「公共の秩序の維持」のために犯罪に対応する法律があることは間違いございません。したがって、少年法の最終目的も社会の秩序の維持でございます。しかし、裁判所が始まって以降、人類の知恵と経験の中で、子どもの犯罪に対しては、刑罰ではなくて、子どもの成長発達とその周りの環境の調整によって社会が一番安全に保たれるのだということを私たちは学んできたはずで。目的は同じであっても、大人の場合には非難、罰、子どもの場合には環境調整と成長発達の援助という形で一番よくできるのだと。再犯が防げる。環境調整のときに、一緒にシンナーを吸い共犯で万引きしていたグループをはじめ、学校の教育関係、近隣の関係、それが全部調整されていきます。そういうものが必要だと。罰や非難に代えて私たちは政治的価値としてそういう道を選んだのです。

木村 先ほど会場のどなたかからも発言があったと思いますが、刑務所に入れるということと少年院に送るということの教育的効果という点から言った場合の差、これをどう見るかというのも一つの……。

福田 社会的な非難と制裁ですから、刑務所に送るということは。そこで教育というのは、これは全くナンセンスです。

木村 土本先生はそこはどんなふうに考えておられますか。

土本 今日、成人の行刑も含めて応報刑という考え方で受刑者に接している行刑職員は一人もいないと言っていいでしょう。少なくとも行刑現場では、教育刑の理念に基づいて一生懸命やってくださっているわけです。ただ、年齢を引き下げたことによって、ご指摘のとおり14、15でも刑務所に入れる場合が出てくるわけです。14、15というと、義務教育でしょう。それとの関係をどうするかということが問題となります。つまり、義務教育中の者を国が強制的に刑務所に入れたのであれば、刑務所の中で中学校の教育と同じ内容のことが行われなきゃならんということになってこようと思うんですよ。刑務所の中にいる間に算数、国語、社会、ときには体育の授業なども受けさせて、一定の時期に試験をやって、それからその刑務所の近くの中学校の校長先生から卒業証書を出してもらうというようなこと、つまり処遇のメニューにバラエティを持たせるという方向でこれから検討が始まるであろうとは思っています。すでに松本少年刑務所の中に付近の中学校の分校が設けられて、義務教育の課程を修了していない受刑者に教科教育が施されています。改正法は、16

歳未満の受刑者は少年院に収容できる旨を規定していますが、この少年院収容受刑者制度は義務教育制度との整合性をはかったものとして理解できます。刑事処分になった者を少年院に収容しても別に矛盾はしないと思います。

木村 石井さん、先ほど会場からの質問の点と、いま私が幾つか土本さんに質問した関係のことでご発言いただきたい。

石井 今回の改正案は、今お話しの問題は、一応少年受刑者という形で16に達するまでは少年院に収容することができる規定という形で、弥縫策みたいなものをつくっているわけですが、少年院現場はこれは大変ですよね。少年院の子たちは一応出ることを目標にして少年院の教育をやるのに、16歳になったら少年受刑者は刑務所に移らなければいけないということで、大変な問題で現場は混乱だと思います。

それから、見逃されがちですが、14歳で刑事処分になった場合、刑事裁判にずっと付されるということです。これは大変な問題。実は誰も考えていないのです。例えば神戸の事件が刑事裁判になった場合に、何年かかるんでしょう。この間、どこに身柄が拘束されるのでしょうか。この間、どうやって教育の問題をクリアするのでしょうか。この問題は国会では一言も論じられていません。

国会の中では、今回の問題については、論点がいろいろありながら、通常このくらいの法律があればきちっとした審議会にかけるとなり何なり、いろいろな人たちの意見を聞くなりするのですが、選挙狙いで議員立法という形でパッと出してしまって、しかも今までの少年法の効用があったのかなかったのかについての検討さえもしてなくて、初めに結論ありきの国会審議だったわけです。国会審議の日程は、ご存じのように今回は参議院の名簿の問題で野党が入らなかったということもあるのですが、何が何でも今臨時国会中に成立させると。そうじゃないと、少年問題が消極だという政党の評価で次の選挙に勝てないと。その中でできてきたのが今回の改正法だと私は思っているのです。

その問題は別にしましても、今の実務の運用は、決して少年を客体にしているとは……してないと思います。私、ケースワークの機能を言ったのは、ケースワークというのは客体ではできないと思うのです。本人が「変わる」という力のところに依拠しなければできないと思いますので、その意味でも実務の実際の指導理念はちょっと違うと思います。もちろん裁判官の裁量の中でやっていますから、そういう裁判官もいます。まるで保護の客体でしかないという発想の裁判官もいます。調査官でもそういう人がいます。

次に、少年院の運用について、全然点検されていません。中でどのようなことがされているかについても、きちっとした議論ができていません。おまけに、今、過剰収容で補助ベッドで寝ている状態であるということについても、何ら議論されていません。

それは別に置きまして、ケースワーク機能の調整ですが、福田さんがちょっとおっしゃったかもしれませんが、例えばの話ですが、学校を舞台にしている非行とか、あるいは家庭環境などいろい

ろあると思います。まず一つは親ごさんとの話し合い。そういう話し合いは何度もします。それから学校は、先ほど最初に紹介した子は、実は学校での体罰が背景にあったわけです。そういう問題について何度も何度もこちらで話をしながら、今後どうしていくかということを含めてケースワークという形でやっています。今、現実には、調査官の人が外に出かけることがほとんどできません、時間、日程の関係の中で。それができるのが、弁護士が付添人という形でついているケースだけです。先ほど言いましたように、全体では1.5%しか弁護士はついておりません。少年院に行く子の3割しかついていません。そういう子たちは実はそういうことをされていないという現実、その中で決定されているという事実もぜひ知ってほしいと思います。本来必要だというのはその部分だったんじゃないかというのが、私の言いたいところです。

木村 今回議論されなければならないことが飛ばされていっちゃったんじゃないかという意見がありました……。

土本 キレるとか、虚無感とか、一人目立ちたいとか、そういうさまざまな理由で凶行に走るということが最近増えているわけですが、そういう子どもにある感覚というのは、実は昔もあったですね。何も最近に限ったことではありません。申し上げたいのは、昔も今も大多数の少年は、そういうきっかけで人を殺したいと思っても、これはやっちゃいけないんだと自己抑制を働かせてそういう行動に移らないということです。17歳なら17歳の同世代の者が、大多数はそういう自己抑制をして適法な行為をしています。一部の者が自己抑制をしないで犯罪行為をしているのです。自己抑制をしないで犯罪をした者はそれについての責任をとるという責任感を自覚させることが、真の意味で少年の「健全育成」に役立つのです。かわいがり保護するというだけでは、その子のためにも社会にとってもよくないということは、既にこれまでの日本の少年対策が証明しているところがあります。

もう一つ、今回、被害者に対して、記録閲覧、謄写、意見陳述等の制度を設けました。これについて、そんなものは弥縫策だというご意見がありました。そうじゃないですよ。被害者は金が目的じゃないんです。今のやり方では被害者側は全く蚊帳の外に置かれてしまって、少年審判で行われている内容がさっぱり被害者側に伝わってこない。とりわけ審判廷で少年がどういう態度を示しているのかが、わからない。だから中身を見せてくれ、いわば被害者を当該事件の当事者の一つに据えさせてくれという叫び声から、それが具体化したのが今度の立法であるわけですし、このように記録閲覧等というのは、被害者を当事者の一つに持ち込むという意味があるのでして、決してこれは軽くみてはいけないと思います。

福田 最後になりますが、私は、特定のイデオロギーを持っているわけではありません。共産党でも自由党でも何でもございませぬ。ただ、全体の社会構造の中で、法律の制定がどういう意味を持つかということです。政財官癒着の構造というのは、日本社会の権益配分や社会統制のあり方を規定してきた根幹的な社会構造で、法律の制定や運用に決定的な影響を及ぼしているということを

申し上げただけです。

犯罪を犯す自由を守るために被害者は我慢しろ、そんなことは一言も言っておりません。自由な社会を維持するためには、監視カメラをつけて犯罪が全くできないような監視の社会をつくっちゃいけない。そのためには犯罪は避けられないものだよということだけ申し上げました。

弾劾主義がいいと言われます。そんなのは嘘でございます。裁判官と検察官が雲の上でやりとりしているだけです。子どものことを全く知らない法律家たちがやっているだけです。本当に自分と向き合って、1人の人間主体と認めてくれているわけではありません。子どもは、大人と同じレベルでの法的主体を持っているのではございません。子どもが持っているのは意見表明権であり、理性的自己決定能力を持つ大人の主体性ではないのです。そうではなくて、自分のことを聞いてくれよという権利、そしてこっち向いてよという権利、言いかえると人間関係を形成する権利であり、人間の尊厳の権利化です。「ねえ、ねえ」と言ったって、「専門的な知識だから黙っている」ということになっちゃう。そうじゃない。なんでやったのか、なんでしゃべらないのか、なんで拒否するのか、それをきちんと聞いてもらえる権利、これを保障することがまさに人格主体として扱うことです。さもない限り、デュー・プロセスという赤い絨毯を敷いてもらって、弁護士さんに手を導かれ、おいでおいでをしている検察官にどんどん刑務所へと送られちゃうだけです。カナダを見てください。アメリカを見てください。デュー・プロセスは保障されました。そのかわり、懲役何百年、何十年、カナダは何倍もの人が改正前よりも刑務所へ行っているのです。赤い絨毯の上に乗っかって刑務所へ行くほうがいいのでしょうか。そうではない。私は、人間関係をそこでもう一度保障できるようにシステムを作りなさいと言っているのです。

誰が人間関係をつくるのか。これは刑務所職員ではありません。国の職員ではございません。親であり、ボランティアであり、民間です。野に置かなければいけません。基本的には。

責任を取れと言います。責任を取るということは、自分が愛され、自分が一人の個人として認められていない限り、責任なんて取れません。その認識をまず持てるような人間関係を保障すること。これが少年法のやらなければならないことです。これは石井先生が述べられたとおりだろうと私は思っております。

木村 どちらの議論も鋭く対立しているように見えますが、どういうふう子どもを一人の人間として扱っていくかという点から両方ともスタートしていると思います。そこから方法論が分かれていく。今回の改正も、ある意味で言えば少年に一つの当事者性を与えるという見方もできるわけですし、他方から見ると、実際に存在している少年にとってはかえってそのことがプレッシャーになるかもしれないという見方もある。「子どもの人権」というふうにはこの頃は言われるわけですが、「子どもの人権」とは何かを考えることは非常に大切だということを考えさせられるのがこの少年法の改正の問題ではないだろうかと思っております。

両方の弁士に熱心に語っていただきましたので、皆さんはこれを材料にしてそれなりの考えを持っ

ていただきたい。今後、少年法は5年後に見直すことになっていますから、どういう少年法であるべきかということについて、議論を皆さんなりに深めていただきたいと思います。

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。(拍手)

小松 どうもありがとうございました。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げます。

議論については、木村先生が最後に締めくくりをされたと思います。私も拝聴していて、少年法は今、ブームというといっているほど、いろいろなところで取り上げられておりますが、反対する側、それを進める側もありますが、生で両方の意見を同時に聞けるという形のシンポジウムは余りなかったのではないかと、企画したほうとしては考えております。その難しい内容をわかりやすく熱意を込めてお話しいただいた先生方にお礼を申し上げたいと思います。

今日の2時間のシンポジウムの資料は、講師の先生方のご協力により大量の資料を用意しました。非常に貴重な資料がたくさん入っておりますので、ぜひこれは、お帰りになって今日の話を思い出しながらもう一度見ていただきたいと思います。これは主催者からのお願いであります。

それから、アンケートを入れてありますが、今後また続けていくのに参考になりますので、ぜひご協力いただきたいと思います。

このシンポジウムにつきましては、少し遅れて報告書を出しております。これまで9回やってまいりましたが、今まで出たものに余分がありますので、関心がある方は差し上げたいと思います。数に限りがありますから、その点をご容赦いただきますが、そういう形で利用していただきたいと思います。

今日は、長い間、熱心に参加いただきまして、ありがとうございました。

(拍手)

—以上—

資 料

(石井 小夜子氏)

資料1	グラフ	-----	47
資料2	子ども権利条約(1989年)抜粋等	-----	50
資料3	少年法と少年犯罪等をめぐる年表(石井小夜子氏作成)	-----	52
資料4	不登校新聞抜粋抜粋(2000年9月1日号)	-----	56

(土本 武司氏)

資料5	SAPIO(2000年10月25日)	-----	57
資料6	朝日新聞切り抜き(2000年10月26日)	-----	60
資料7	読売新聞切り抜き(2000年11月1日)	-----	61

※土本武司・少年法の法理と改正の方向性・「研修」第629号(平成12年11月)は紙幅の関係で割愛した。

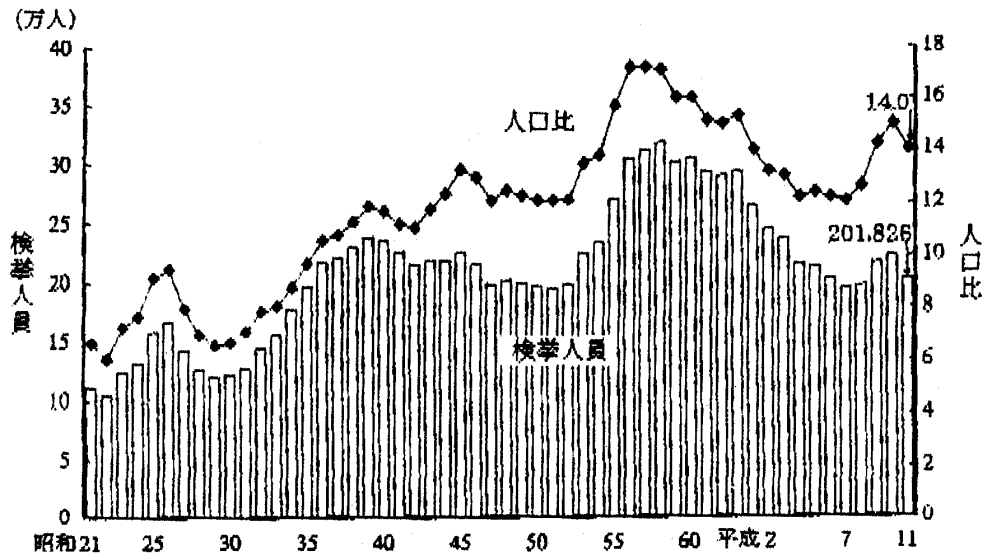
(福田 雅章氏)

資料8	少年法条文対照表	-----	62
-----	----------	-------	----

図①

少年刑法犯の検挙人員及び人口比の推移

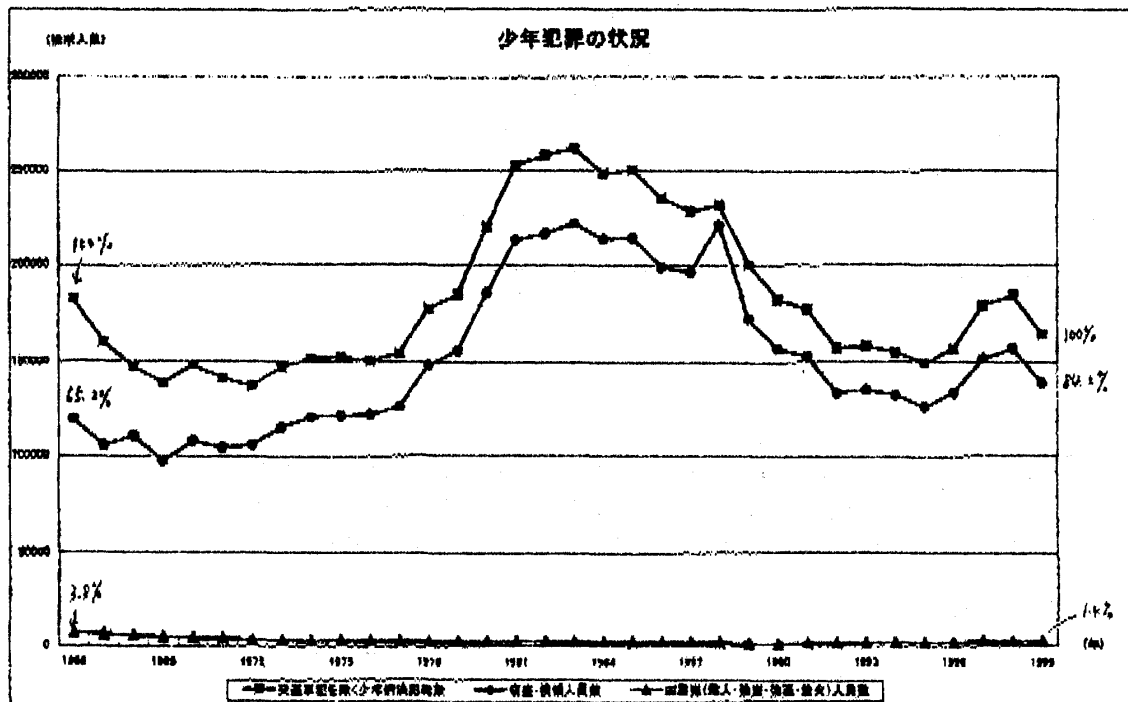
(昭和21年～平成11年)



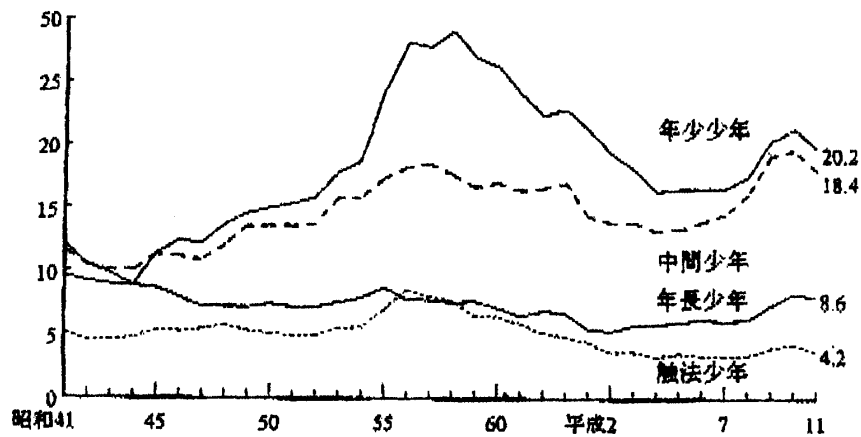
- 注 1 警察庁の統計及び総務庁統計局の人口資料による。
 2 昭和45年以降は、触法少年の交通関係乗車を除く。
 3 巻末資料I-1の注7に同じ。

犯罪白書平成12年版より

図②



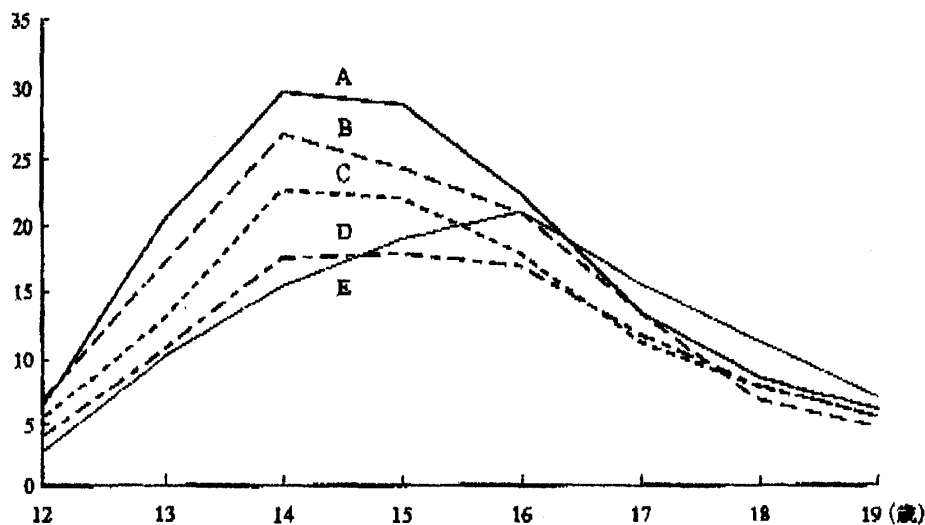
図③ 交通関係業過を除く少年刑法犯の年齢層別検挙人員人口比の推移
(昭和41年～平成11年)



- 注 1 警察庁の統計及び総務庁統計局の人口資料による。
 2 「人口比」は、各年齢層の少年人口1,000人当たりの少年刑法犯検挙人員の比率であり、触法少年の人口比算出に用いた人口は10～13歳の人口である。
 3 巻末資料1-1の注7に同じ。

犯罪白書平成12年版より

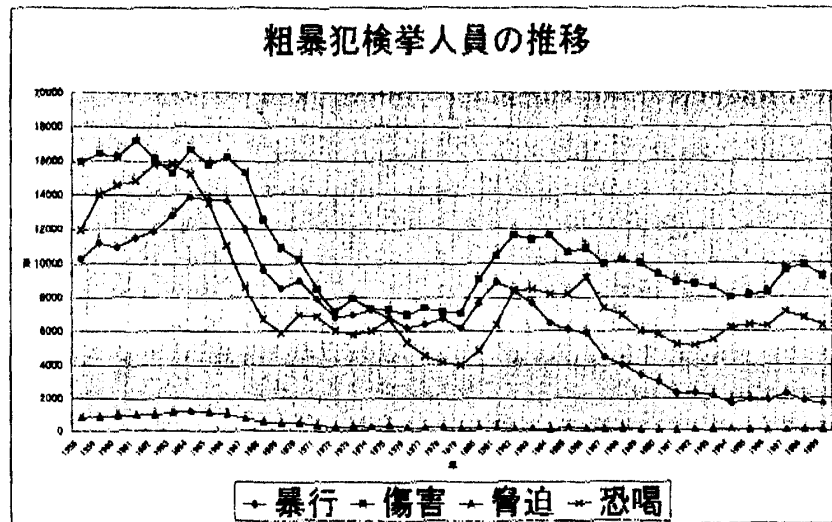
図④ 非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計及び総務庁統計局の人口資料による。
 2 「非行少年率」は、少年刑法犯検挙人員の同年齢人口1,000人当たりの比率である。
 3 Aは昭和55年に12歳で62年に19歳、Bは58年に12歳で平成2年に19歳、Cは昭和61年に12歳で平成5年に19歳、Dは元年に12歳で8年に19歳、Eは4年に12歳で11年に19歳の各非行少年率である。
 4 交通関係業過を除く。

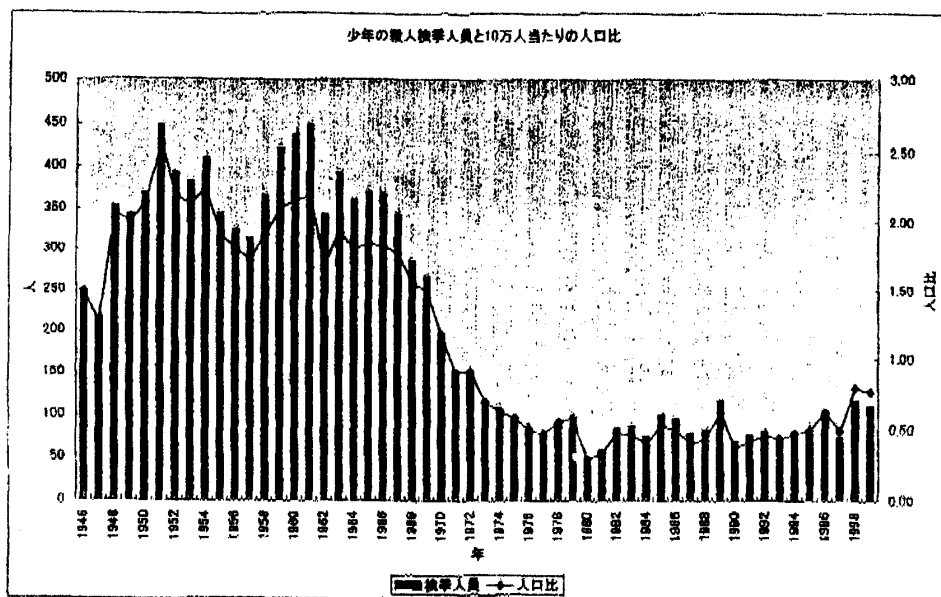
犯罪白書平成12年版より

図⑤



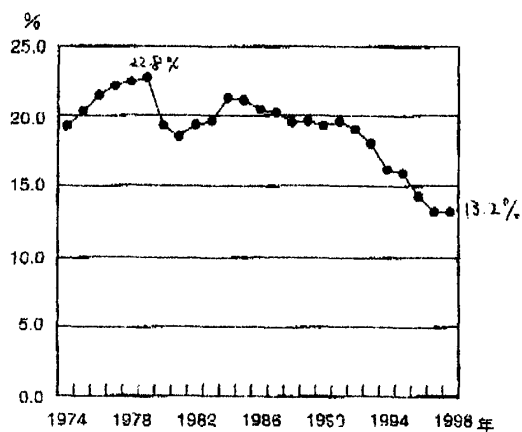
犯罪白書より作成

図⑥



図⑦ 累非行の割合

犯罪白書より作成



司法統計年報より作成

子どもの権利条約（1989年） 抜粋

37条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されることがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

40条

1、締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。

2、このため、締約国は、国際文書の関連する規定に考慮して、特に次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、実行の時に国内法または国際法により禁止じられていなかった作為または不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は判定されないこと。
- (b) 刑法を犯したと申し立てられまたは訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪を推定されること。
 - (ii) 速やかにかつ直接に、又、適当な場合には当該児童の父母又は法廷保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。
 - (iii) 事案が権限ある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法廷保護者の立会いの下に速滞なく決定されること。
 - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに同等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
 - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定およびその結果科された措置について、法律に基づき、上級の、権限ある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
 - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料の通訳の援助を受けること。
 - (vii) 手続きのすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3、締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追されまたは認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

- (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
- (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童の取り扱い措置をとること。

4、児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われる事を確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育および職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の措置が利用し得るものとする。

少年司法運営に関する国連最低基準規則【北京ルールズ】（1985年） 抜粋

1 基本的展望

- 1. 1 加盟国は、それぞれの一般的利益に従って、少年とその家族の福祉の増進に努めなければならない。

1. 2 加盟国は、少年がコミュニティの中で有意義な生活を送ることができる条件を進展させるように努めなければならない。少年がコミュニティの中で有意義な生活を送ることは、少年が最も逸脱行動に走りやすい時期に、できるだけ犯罪や非行から離れて個人の発達と教育の過程をたどることを可能にするであろう。
1. 3 学校その他のコミュニティ施設とともに、家庭、ボランティア、コミュニティグループを含む、すべての可能な資源を最大限に活用する積極的な手段をとることに、十分な注意が払われなければならない。その目的は、法による介入の必要を減らすために少年の福祉を増進すること、および、法に抵触した少年を有効、公平かつ人間的に扱うことである。
1. 4 少年司法は、すべての少年にとって社会正義を実現するという広い視野の下で、各国の国としての発展過程の不可欠な要素として考えられなければならない。
かくして少年司法は、同時に、青少年の保護と社会の平和的秩序の維持に貢献することになる。

(以下略)

5 少年司法の目的

5. 1 少年司法システムは、少年の福祉に重点を置いたものでなくてはならず、また少年犯罪者に対するあらゆる反作用が、常に、犯罪者および犯罪に関する状況の双方に比例することを保障しなければならない。

(注釈) 規則5は、少年司法の最も重要な目的のうち二つに言及している。第一は、少年の福祉の増進である。このことは少年犯罪者が家庭裁判所や行政機関で取扱われる法制度の下では主要な眼目になっているが、少年の福祉は、刑事裁判所モデルに従う法制度の下でもやはり重視されなければならない。こうしてこそ、単なる懲らしめとしての制裁の回避に寄与しうる(規則14を見よ)。第二の目的は「比例原則」である。この原則は、犯罪の重さに釣り合った正当な応報という形で表現されることが非常に多く、懲らしめの制裁を回避するための概念道具としてよく知られている。青少年犯罪者への反応は、犯罪の重さのみならず人的な諸事情の考慮に基づくものでなければならない。犯罪者の個々の事情(たとえば、社会での立場、家族状況、犯罪から生じた、人的な諸事情に対するその他の悪影響)が反作用の比例性に影響しなければならない(たとえば、犯罪者が被害を賠償しようと努力していること、これからは健全で有益な生活を送りたいと希望していることなどを考慮することによって)。同様に、青少年犯罪者の福祉の確保を目的とする反作用は、いくつかの少年司法制度において見られるように、それに必要な程度を超え、青少年の基本的権利を侵害することがある。ここにおいても、反作用が、犯罪者および被害者を含めた犯罪の双方の事情に比例するということが保障されなければならない。要するに、規則5によれば、いかなる少年非行・犯罪の場合においても、公正な反作用以上のものも以下のものも求めてはならないのである。この規則と関係して、次のようなことが、この双方の点について発展を促すであろう。すなわち、新しい、改革されたタイプの反作用が望まれるのであるが、それと同時に、少年に対する公式な社会統制の網が不適切に拡大することをも警戒する必要があるのである。

13 審判のための身柄拘束

13. 1 審判のための身柄拘束は最後の手段としてのみ使用され、かつ、その期間はできるだけ最小限にとどめられなければならない。

14 審判権者

14. 2 手続は、少年の最善の利益に資するものでなければならない、かつ、少年が手続に参加して自らを自由に表現できるような理解し易い雰囲気の下で行われなければならない。

19 少年の施設収容の最小限度の使用

19. 1 少年の施設収容処分は、常に、最後の手段であり、かつ、その期間は必要最小限度にとどめられなければならない。
(注釈) 進歩的な犯罪学は、施設収容処遇に対して、非施設収容処遇の利用を提唱している。施設収容の成功という点に関して、非施設収容化と比較した差異は、少しも否まわく見出されなかった。収容施設内においては不可避と思われる、個人に対する多くの不利な影響が、処遇努力によって克服できないことは明白である。とりわけ、否定的な影響を受けやすい、少年事件がこれにあたる。さらに、自由の喪失のみならず、通常の社会環境からの隔離による否定的効果が、少年にとって、その成長段階ゆえに、成人よりも顕著であることは確実である。規則19.1は、つぎの2点、すなわち、量的(「最後の手段」)および時間的(「必要最小限度の期間」)に施設収容を制限することをねらいとする。規則19は、第6回国連総会第4決議の基本的な指導原理の一つ、すなわち、少年犯罪者は、他に何も適切な対応が存在しない場合でなければ、拘禁されるべきではないということを反映している。したがって、少年が施設収容されなければならない場合、拘禁のための特別な収容施設を用意し、犯罪者、犯罪、および施設の種類の異なる差異に留意して、自由の喪失は可能なかぎり最小限に制限されなければならないことを、本規則は訴えている。実際、「閉鎖」施設よりも「開放」施設に、優越性が与えられなければならない。さらに、いかなる施設も、刑務所型よりも矯正教育的でなければならない。

(翻訳は比較少年法研究会)

少年法と少年犯罪等をめぐる年表

2000年12月

作成 石井 小夜子

- 1946年 ・ 島根県で元陸軍少佐、三男14歳に鉈で殺害される（転校に腹を立てて）
- 1947年 ・ 名古屋市、18歳少年二人で強盗に押し入り、2老女を殺害（死刑）
- 1948年 ・ 現行少年法公布
・ この年、警察庁の検挙統計 少年による殺人・殺人未遂354人、強盗3878人
- 1949年 ・ 現行少年法施行
・ 17歳病欠中の高校生、母子強殺
- 1950年 ・ 少年審判規則の一部改正（検察官の処遇意見付することができる等）
・ 19歳、連続アベック殺害（3件）事件
・ 高校1年生16歳、連続放火で逮捕（成績良く父親厳格）
- 1951年 ・ 20歳未満に少年法を規定どおり適用（検察長官会同で、刑政長官、年長少年の検察官先議の法制化提唱）
・ 少年非行戦後第一のピーク（警察庁による統計では、少年によるこの年の殺人・殺人未遂検挙数448人）
・ 大阪市、18歳高校生、屋上に登るのをとがめられて殺害
- 1953年 ・ 福島少年鑑別所で少年6名、教官を撲殺
- 1954年 ・ 白昼小学校で少年により児童殺される（「鏡子ちゃん事件」）
・ 19歳少年2人、プール管理人強殺
- 1956年 ・ 「少年法の年齢引き下げ、法務省で5年ぶりで検討」
・ 17歳調理師と19歳の見習い、キャバレー事務長ら2人を刺殺
- 1957年 ・ 16歳少年による外国人夫妻殺害事件
・ 少年法改正論議高まる中、18歳少年長男による運転手殺し・放火（7人殺害）
・ 「手ぬるい現行法に批判の声」各新聞社説
・ （最高裁、客観的な数値は凶悪化していない、少年法の理解を求める、と冷静な対応）
- 1958年 ・ 17歳高校生、小学校時代の恩師を刺殺（日常生活を注意されて。後自殺）
・ 16歳と13歳の姉妹、酒乱の父を刺殺
・ 「小松川女子高校生事件」（少年死刑）
- 1959年 ・ 15、16歳、帰宅中の少女や若い女性9人に刃物を胸部に切りつけ、1人殺害（被害21件）
・ 15歳、手製の投げやりで小学校1年生を刺殺。少年の父親は会社社長
- 1960年 ・ 少年警察活動要綱制定
・ 法務省刑事局に青少年課設置。少年法「改正」作業本格化・組織化へ
- 1960、61年 60年安保。浅沼事件。嶋中事件（17歳少年による犯罪と・・・）
- 1961年 ・ 警察庁による統計では、少年によるこの年の殺人・殺人未遂検挙人員448人
- 1962年 ・ この年の犯罪白書、少年犯罪の激増、少年院の再収容率54%、16歳未満の初等少年院が57.9%と高率を示したと報告
- 1963年 ・ 17歳高校生、小学生や園児連続傷害事件（切り裂きジャック事件）中流家庭・成績優良
- 1964年 ・ 少年非行戦後第二のピーク
・ 高校生3人組、遊ぶ金欲しさのタクシー運転手殺し
・ ライシャワー事件
・ 東京で高3の18歳兄、弟を殺す事件
・ 俳優宅で17歳の住み込み少女、幼児を水死させる
・ 東京都青少年健全育成条例施行（他県でも広がる）
- 1965年 ・ 「ライフル魔少年事件」（18歳少年・死刑）
- 1966年 ・ 法務省「少年法改正に関する構想」（旧少年法はわが国の実情に即したすぐれた制度であった、改正の必要性は認めなかったと説明。18歳以上は青年として検察官が先議権持つ。少年審判での検察官関与・抗告権付与等）……最高裁・日弁連等これを批判
・ 17歳無職少年、警官から奪ったピストルで主婦など3人を殺傷
- 1967年 ・ 19歳、2警察官殺傷
・ 16歳混血少年の連続殺人事件

- 1968年
 - ・16歳、ピストル欲しさに警察官殺害してピストル奪う
 - ・「永山事件」(1997年死刑)
- 1969年
 - ・15歳高校生、同級生刺殺し、首を切り落とす
- 1970年
 - ・法制審議会少年法部会発足「少年法改正要綱」(青年は刑事手続、少年審判での検察官関与・抗告権付与等)について諮問。これに対し最高裁・日弁連批判。最高裁は検察官関与について、「関係機関の協力体制確立の名のもとに検察官の権限を拡大強化して、これを実質的に原告官としての権限を与え、審判手続の対審化をはかり、刑罰を強化しようとするもの」と反対していた。
- 1970年
 - ・15歳中学生、園児に通せんぼされ、2人を彫刻刀で殺傷
- 1971年
 - ・高校生ら白昼強盗殺人
 - ・14歳中学生、小学1年生にいたずらをしようとして首を締め、川へ投げ込み水死させる
- 1972年
 - ・連合赤軍「浅間山荘事件」
 - ・10歳小学生、2歳幼児をマンションの屋上に連れ込み、裸にして乱打死亡させる。
- 1973年
 - ・16歳、女友達の事で口論し友人をメッタ付き。少年の母親自殺
 - ・14歳中学生連続放火(受験勉強の緊張ほぐし深夜外出、気晴らし放火)
 - ・中学3年生女子、養母を刺殺
- 1974年
 - ・警察庁、集団・不良運転などを「暴走族」と定義
 - ・デパート等爆発。警察へ「ウルトラ山田」名で脅迫状。14歳中学生逮捕
 - ・九州、14歳中学生、7件爆発事件
- 1975年
 - ・法制審議会少年法部会長「植松試案」強行採決
この少し前それまで反対していた最高裁が賛成に回る
 - ・15歳高校生、「勉強しろ」と口うるさい祖母を刺殺
 - ・小学校5年生、同じアパートの女店員を包丁で刺殺
- 1976年
 - ・日弁連委員・幹事、法制審議会少年部会から全員辞任
 - ・中学2年生、タクシー運転手刺殺(金を持たないで乗車)
 - ・16歳高校生、親友を刺殺(少年は東大を目指す受験勉強疲れて進級できなかった)
- 1977年
 - ・法制審議会中間答申(内容は「植松試案」とほぼ同)
検察官関与・抗告権付与、捜査機関への不送致権付与、18歳以上の少年の特別扱い、保護処分の多様化、検察官関与と抱き合せの付添人制度
家庭内暴力をふるう有名進学高生徒を父親が殺害
 - ・小学校6年生、8歳を刺殺(いたずらしようとして騒がれて)
 - ・18歳高校生、同級生に待ち伏せされて刺殺される。少年自殺。被害者は人気者
- 1978年
 - ・暴走族対策に「共同危険行為禁止規定」新設
 - ・ある家に中学3年の同級生6人が就寝中、うち2人に、包丁等で襲われ1人死亡(日頃のいじめの仕返し)
 - ・小学校6年女子、留守番の主婦を襲って首を締め1万円を奪う
 - ・15歳高校生、教室内で上級生をナイフで刺殺(素行をなじられた)
 - ・小学6年男子、馬鹿と言われた1年生を仕返しに墓地の高台から突き落とし死なす
- 1979年
 - ・東京家裁所長矢口洪一(後最高裁長官)論文「家庭裁判所30周年を迎えて」(「処分を決めるに当たって、少年の健全育成を目的としながらも、社会・公共の安全と無関係ではあり得ない。ケースワーク機能は司法機能の準備的役割。統一的な全国的処理要領作成の必要」を強調)
 - ・この頃から、首席調査官・次席調査官・総括主任調査官・主任調査官・平調査官とヒエラルキー確立。共同調査も。
 - ・有名進学高在学の高中生、祖母を殺し、自殺
 - ・14歳中学生同級生を刺殺(服装の乱れや校則違反の注意を恨んで)
 - ・14歳女子中学生、親友に悪口を言われて口論、ナイフで刺殺
 - ・15歳中学生、女医を強姦殺人
 - ・10歳少女、仕返しで、7歳の両手を縛り13階マンション屋上から突き落とす
 - ・10歳男子、6歳をアパートの空室に連れこみ刺殺
 - ・16歳中学浪人、銀行に押し入り、女子行員の首を締め、灯油をまいて放火強盗を図る
 - ・12歳少年、老女を殺したと自白した事件、冤罪と判明(「大阪老女殺し事件」)

1980～83年・戸塚ヨットスクール事件

1982年・登校拒否・家庭内暴力の高校1年、学校へ行けと言われ父親を刺殺

1983年・柏少女殺人事件最高裁決定（事実上の再審を認める。但し、保護処分継続中に限る）

・流山中央高校事件最高裁決定（証拠調べは裁判官の自由裁量ではなく、合理的裁量である）

最高裁家庭局、この決定解説に付記して、「従来は少年に有利な方向のみと考えられていたが、少年の有利不利を問わず必要な証拠調べすべき」旨解説。その後、現職裁判官の「審判は教育であるから、犯罪を行ったのにそれを逃すことは教育上よくない」旨の「積極的実体的真実主義（必罰主義）」を積極的に進める論文相次ぐ。

・横浜「ホームレス殺傷事件」（14歳から16歳の少年）

・中学校の校内暴力このころピーク（忠生中学事件発生）

・少年非行戦後第三のピーク

・15歳高校生、6歳を刺殺

・16歳高校生、散弾銃で同級生を脅す。教諭に止めようとされもめ、2発発射（いじめの仕返し）

1984年・最高裁「少年事件処理要領モデル試案」

以後各家裁で「少年事件処理要領」策定

・15歳高校生、いじめの仕返しで同級生をメッタ打ち、死亡させる

・受験疲れの18歳高校生、仲良しの中2を刺殺

・19歳、主婦殺害。その後カメラ等を盗む

1985年・修学旅行先で生徒体罰死

・16歳高校生、スポーツ店の金属バットで殴り殺し一万円奪う

・15歳長男、両親殺害

・バイク盗の高校2年、警察官刺殺

・13歳中学生、店主殺し

・水産高校生、実習航海中同級生を突き落とす（長い航海中。騒ぎを起すと早く帰れると思った）

・「草加事件」13歳ないし15歳の少年ら冤罪を主張（まだ決着つかず）

1986年・中野富士見中中いじめ自殺事件

1987年・18歳、同級生を金槌で殺す

・16歳父親殺し（地裁から、「未熟」として家裁へ移送される）

1988年・女子高校生監禁致死事件（「野獣に人権はない」「少年法は甘い」）

・「四谷一中教師刺殺事件」

・「巣鴨子ども置き去り事件」

・「アベック殺人事件」（主犯の19歳少年一審で死刑判決、二審で無期）

・14歳少年、両親・祖母殺害

・中2、同級生をバットで殺害

・中2、「ネクラ」等と言われ仲良しをバットで殺す

・16歳から19歳5人、ガソリンをかけ工具を焼き殺す

1989年・「綾瀬母子強殺事件」で逮捕虚偽自白させられた不登校の3少年、冤罪と判明

・中学生兄弟による祖母殺害。

・暴走族グループによる会社員「袋だたき」傷害致死

1990年・最高裁、「補充捜査」を適法とする決定出す（早良事件）

・17歳、7歳を略取誘拐、殺人

・16歳、顔見知りの店員を刺殺

1991年・18歳による殺人死体遺棄

・「風の子学園監禁致死事件」（不登校の子ども、監禁され死亡）

1992年・19歳少年、一家4人殺害（一審、二審死刑判決。現在上告中）

1993年・「山形明倫中事件」（「少年審判では事実認定が正しくできない」報道）

・「調布事件」（1997年最終的に最高裁で決着）

1994年・子どもの権利条約批准

・長良川リンチ事件等

1996年・少年警察活動要綱全面改訂

- ・法曹三者による「少年審判に関する意見交換会」始まる
- 1997年 ・神戸児童殺傷事件
- 1998年 ・黒磯北中学事件、堺市通り魔事件等
- 7月・法務大臣法制審議会へ「少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るための少年法の整備について」についての諮問
- 同じ頃、法務大臣 刑事処分対象年齢引き下げを法制審議会へかけないで出したい意向を示す。
- 12月・法制審議会少年法部会答申案 「事実認定へ検察官関与（抱き合わせて国選付添人制度）・検察官へ抗告権付与・観護措置期間延長・裁定合議制・被害者の保護等」
- ・自民党少年法に関する小委員会報告書案「少年法改正に関する小委員会報告書案」発表（刑事処分対象年齢引き下げ、加害少年の保護者の責任明確化等）
- 1999年1月・法制審議会、少年法部会の答申案を採択。「少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るための少年法の整備等に関する要綱骨子」
- 3月・上記に基づいて、「少年法等の一部を改正する法律案」国会上程
- ・山口母子殺害事件、栃木コンクリート事件等
- 2000年2月・「草加事件」最高裁判決（事実上無罪認める）
- 4月・名古屋5000万円恐喝事件発覚
- 5月・17歳少年による殺人事件2件連続発生
- 5月・少年法等の一部を改正する法律案審議入り
- 5月・衆議院法務委員会にて、少年非行対策に関する件決議・上程法案は廃案へ
- 8月・15歳少年による一家6人殺傷事件
- 9月・与党、議員立法で「少年法等の一部を改正する法律案」上程
- （廃案になったものの他、刑事処分年齢引き下げ（14歳）、原則逆送致・加害者の保護者の責任明確化等）
- 11月・同法案成立

作成に当たって、檜山四郎『戦後少年犯罪史』、ホームページ（<http://www3.justnet.ne.jp/~matudasy/ikai/21.htm>）等を参照した。上記参考文献等には、後日冤罪、あるいは正当防衛とされた事件も含まれていたが、それは除いた。しかし、この中にはまだ冤罪等が含まれている可能性があるのでは、お分かりの方はご指摘ください。また、事件に付記する動機等は、これらに記されていたもので新聞報道等によるものであることも付記する。

SPECIAL REPORT 少年法骨抜き改正案



改正案

少年法の適用年齢をまず 20歳から18歳に引き下げよ

改正案に残る5つの問題点

 帝京大学教授
土本武司 TSUCHIMOTO Takeshi

今回、与党三党が刑事罰対象年齢の引き下げを中心とする少年法改正案を衆議院に提出したが、多くは私がかねてから述べてきたことであり、基本的に賛成である。だが、この改正案においても、まだ不備な部分が見られることを指摘しておきたい。

まず年齢の引き下げについては、刑事罰対象年齢を現行法の16歳から14歳に引き下げることは妥当だが、問題の深刻さからいえば、少年法の適用年齢を20歳から18歳に引き下げることがまず第一であるべきだ。さらに第二番目として、現行法で18歳になつていない死刑適用年齢を16歳に下げることにしても審議の対象にすべきだと思う。

ようやく国会の舞台で論議されることになった少年法改正問題。最終的にどのような形で決着するか注目されるが、論議自体は小手先の感が否めない。元最高検検事で帝京大学教授の土本武司氏が、論点を整理した上で、目指すべき理念を提言する。



少年法の対象年齢は、18歳以下というのが世界の潮流だ。フランス18歳、イギリス17歳、ドイツ17歳、アメリカは州によって異なるが、ニューヨーク州では16歳である。18歳を超える国は少なくとも先進国にはない。

また刑事罰対象年齢も、世界的な潮流としては14歳以下だ。ドイツ14歳、フランス13歳、イギリスに至っては10歳である。日本の16歳というのは、いかにも高すぎる。

現在の少年法は昭和23年に制定され、すでに半世紀が経っている。昭和23年といえば、敗戦直後で都市は焦土と化し、経済は壊滅状態で、警察力も低下し、親を失った浮浪児が町にあふれていた。そうした状況下で、少年非行は腹を空かした少年がパンが欲しいがために盗みをするといった生活苦によるケースがほとんどだった。

現行少年法は、親が欠けたり、親や保護者による適切な保護・教育が受けられない少年たちを国が親代わりになって保護・教育するという国親思想（パレンス・パトリエ・保護主義の考え）に基づいている。当時、アメリカは、この国親思想・保護主義の全盛期だった。その思想に基づいた先駆的的少年法が1899年のシカゴの少年裁判法であり、それを模範とするようGHQが日本に求めたために生まれ

たものが現行少年法だが、結果的にこの国親思想・保護主義は、当時の日本の少年非行の実情に適合していたといっている。

しかしその後、日本の少年非行は大きく様変わりした。貧困や生活苦から犯罪を犯すケースはほとんどなくなり、動機らしい動機のない犯行、「遊び型」「いきなり型」の犯行が増えてきた。さらに犯行が凶悪化している。

犯罪の低年齢化も進んでおり、かつては18歳以上の年長少年非行が圧倒的に多かったが、最近では16歳から18歳までの中間少年、16歳以下の年少少年の犯罪が増えるという、逆転現象が起きている。

さらに最近の事情として特筆すべきは、否認事件が多くなったという点だ。かつては非行少年が事実を否認するようなことはほとんどなかった。ところが山形マッド死事件以来、重大事件につき全面的に否認するケースが増加している。

こうした少年非行の変化に対し、現行法の基本理念である保護主義だけでは、とても対応することはできないのである。

現に、日本が模範としたアメリカでは、1970年代後半から少年非行が凶悪化したため、保護主義から刑罰化の方向にガラリと変わった。今やアメリカで国親思想・保護主義をうたう人は誰もいないし、そうした言

葉自体が消滅してしまったといっている状況だ。

私はなにも保護主義を捨てろと言っているのではない。それにプラスして責任主義の考え方を入れなければならないということだ。責任主義とは「自分がやったことに対して、自分が責任をとる」という自覚を少年に植えつけさせることだ。慈母(慈しみ深い母親)を保護主義とするなら、厳父(厳しい父親)が責任主義。慈母と厳父の両面を兼ね備え、相互補完的に運用することが少年法の基本理念でなければならないと考える。

少年の肉体的成長は昔に比べて早くなっている。問題は精神的成長度だが、少なくとも権利意識は以前よりも高い。そしてより重要なことは、高度情報化社会にあつて、少年たちの情報収集能力が極めて高くなっていることだ。とりわけ非行を犯す少年は、どの程度のことをやればどの程度の処遇が科せられるかについて、極めて敏感である。処分の相場というものを心得ているのだ。

「刑事罰に問われるような重大な犯罪を犯すなら16歳まで」、「死刑にならないように殺人をやるなら18歳まで」。こうした計算は、西鉄高速バス乗取り事件の犯人のメモにはつきり表われている。彼らは少年法の精神を逆手に取り、少年法の年齢区

分を免罪符にしているのだ。そもそも刑事責任年齢を何歳とするかは重要な立法事項である。それなのに、刑法では14歳、少年法では16歳とダブルスタンダードになっているのは矛盾である。刑法の14歳は犯行時、少年法の16歳は決定時を基準としているのでダブルでないという人もいるが、少年審判手続きの実際を考えれば、事実上、刑法の刑事責任年齢が少年法によって引き上げられている。しかも日本では、16歳に引き上げなければならないという合理的理由はない。年齢を引き下げる少年犯罪は減らないという主張もあるが、たしかに年齢を下げれば非行が減ることを科学的に証明することは不可能だ。だが、法にはそれ自体に社会の秩序維持機能があるから、少年法の規定を逆手にとって「やるなら16歳まで」

与党少年法改正案のポイント

1 刑事処分可能年齢を現行の16歳以上から14歳以上に引き下げる。

2 現行では16歳未満の少年犯罪では刑事責任を問う検察官送致決定、いわゆる逆送は認められていないし、16歳以上の逆送は家裁判断にゆだねられたが、改正案では16歳以上の少年犯罪で故意に被害者を死亡させた場合は原則逆送となる。

3 現行では少年犯罪に検察官調与は認められていない。改正案では家裁判断で条件付きながら認められる。

4 ひとりの裁判官の単独審議から合議制を導入。

5 非公開である裁判資料を被害者の関係者に公開を認める。

分を免罪符にしているのだ。

とすのかは重要な立法事項である。それなのに、刑法では14歳、少年法では16歳とダブルスタンダードになっているのは矛盾である。刑法の14歳は犯行時、少年法の16歳は決定時を基準としているのでダブルでないという人もいるが、少年審判手続きの実際を考えれば、事実上、刑法の刑事責任年齢が少年法によって引き上げられている。しかも日本では、16歳に引き上げなければならないという合理的理由はない。年齢を引き下げる少年犯罪は減らないという主張もあるが、たしかに年齢を下げれば非行が減ることを科学的に証明することは不可能だ。だが、法にはそれ自体に社会の秩序維持機能があるから、少年法の規定を逆手にとって「やるなら16歳まで」

といっていた少年に対して14歳への引き下げは抑止効果を期待することができよう。

「少年に責任があるのではない。家庭や学校、社会に責任があるのだ」と言う人もいるが、それは別次元の問題である。少年非行を防止するために家庭や学校、社会がよくならなければならないという点については私も同感だ。しかし発生した事件について家庭や学校、社会に責任があると言ふのなら、具体的に誰がどうやって責任をとるのか。

殺人や強盗による被害が現に発生しているにもかかわらず、それについて犯人自身に責任がなく、その他の誰も責任をとらないということでは、社会秩序を維持することなどできない。誤解されているようだが、少年法は刑法の特別法であり、刑事訴訟法の特別法である。教育

法や福祉法と隣り合わせにはあるけれども、それらとは一線を画した、あくまでも犯罪を取り扱う刑事司法の一部であることを忘れてはならない。

法や福祉法と隣り合わせにはあるけれども、それらとは一線を画した、あくまでも犯罪を取り扱う刑事司法の一部であることを忘れてはならない。

検察官送致は総合的判断が必要

改正案の「16歳以上は原則逆送」については、私は二つの点で異論がある。

まず、検察官送致を「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件」に限るということだが、被害者が死亡するかもしれないかはしばしば偶然の事情で左右される。刃物で何箇所も刺しても死に至らない場合もあれば、一発殴っただけなのにたまに倒れたところにあつた石に頭をぶつけて死亡してしまうことだってある。

被害者が死亡したか否かではなく、刑罰を科すのが相当か保護処分にするのが相当かという観点で区別基準を立てるべきだろう。例えば「処遇の決定にあつては少年の年齢・性格、犯罪の軽重、非行の動機、態様、結果の重大性、犯罪後の状況などを総合考慮して決定するものとする」という内容の条文にしてはどうか。

現在では保護処分を原則とし、例外的に刑事処分という扱いだが、原則例外の関係ではなく、少年のためにどちらが適してい

るのか、そして被害者の痛み、社会の正義感情も含めた事情を総合考慮して決めるべきなのだ。

もう一つは、一方で刑事処分を14歳以上に引き下げておきながら、なぜ逆送を「16歳以上」にするのか。16歳以上は原則刑事処分、14歳以上16歳以下は原則保護処分とする合理的理由はない。今述べたような区別基準によるのであれば、16歳以上でも保護処分に適用する場合もあれば、16歳以下でも刑事処分に適用する場合もある。

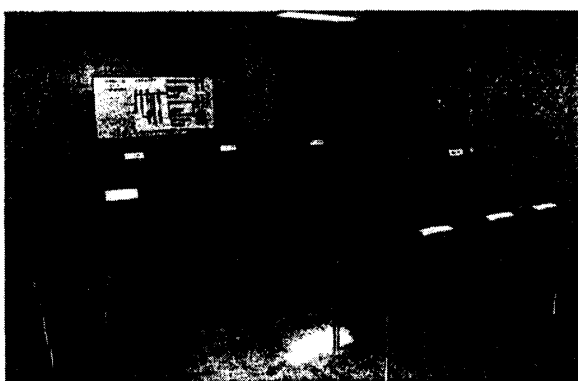
現行の少年法では 少年の権利が守られていない

「刑事裁判あるいは刑事手続きの対象は『行為』だが、少年手続きの対象は『人格』である」といわれている。つまり刑事事件の被告人については、厳格な証拠に基づいて犯罪行為を行ったか否かを認定し、その範囲内で刑罰を決するが、少年については性格や精神状態が第一で、どんな犯罪行為をしたかは少年の人格を測る一尺度にすぎないというわけだ。

この考えからすれば、証拠上犯罪行為を行なったかどうかは明確でなくとも、その少年を少年院に入れることもできる。そこでは少年は審判の客体であって主体性が認められていない。現在の少年犯罪の審理は、家庭裁判所の1人で、1人の裁判

官のもと、非公開で行なわれる。極端に言えば、審判とは1人の裁判官が少年に対して質問を何回か投げかけるといっただけのもので、ここには厳格な手続きはまったく存在しない。

少年には、黙秘権や証人尋問権といった、当然の権利が保障されていないのである。やはり



家庭裁判所で行なわれる少年犯罪の審理。

まず1人の裁判官による審判ではなく、3人の裁判官による合議体にする必要がある。現在のようにならば、1人の裁判官、しかも比較的若い裁判官が1人の少年と対峙した場合、否認されると事実認定が困難になる。これは個人の能力を超えた問題で、少年問題に真摯に取り組んでいる裁判官ほど「ひとたび事実が争われると、現行の審判構造は制度的な限界を露出する」といつている。

そして次に検察官関与を認め、検察官に原告の役割をさせ、少年側には弁護士たる付添人をつける。原告、被告の間で繰り返される攻防の過程において、裁判官が第三者的な立場でジャッジメントを行なう「対審構造」は、人間が長い裁判の歴史の中で培ってきた最も真実に近づき得る方法である。このやり方を少年審判にも取り入れるべきだろう。

少年にも「デュー・プロセス・オブ・ロー（適正手続きの保障）」を与え、その中で正しい認定をすることが必要だ。少年がその犯罪行為を行なったのか否かを証拠で厳格に認定し、その行為の範囲内で処遇決定をするべきだろう。そこで、審判構造の点では、

ない。懲役3年以上といった重い罪の否認事件に限定して検察官に関与させるといのが妥当な線だろう。

その際には、現在は付添人側にしかない抗告権を検察官側にも与えるべきだ。裁判というものは、絶えず平等でなければならぬ。また不服申し立てには「事実誤認」「法律の解釈適用の誤り」「量刑不当」の3本柱があるが、これらは密接不可分の関係にあり、すべてについて検察官に抗告権を認めるべきだ。「事実」と「法律」面についてだけ抗告権を認め、「量刑」面、すなわち少年の「処遇」については検察官に与えさせないというのは問題である。

次に、「被害者保護」について。現在、被害者は少年審判にまったく関与できないことになっており、完全にかやの外に置かれてしまっている。各地で被害者の親たちが民事訴訟を起こしているが、これはなお金がかかるからではない。自分の愛する家族が殺されてしまった事件について、裁判所でどういう事実が認定され、犯人の少年がどんな態度を示したのかということを知りたいがためなのだ。民事訴訟を起こせば記録が弁護士の手元に届き、それを見せるとどうすることができるからという理由なのである。だが民事訴訟という別の手続

きをとらなければ被害者側が何も知ることができないということと自体が正常でない。被害者側には審判結果を通知するだけでなく、審判への列席権、意見陳述権、記録の閲覧・謄写権を与えるなど、少年審判手続きの中で、被害者の納得を得られるような方策を考えるべきだ。

少年の「非行」というが、犯罪現象には違いない。犯罪現象である以上、犯人の保護・更生だけでなく、被害者の痛みを癒し、社会一般の正義感情を満足させる要素を考慮に入れるのは当然のことだ。

最後に、「少年の氏名等の公表の禁止」について。ラベリングによる悪弊防止は確かに重要だが、岡山の金属バット殴打事件や神奈川県久里浜少年院の脱走事件など、犯人が逃走しているのに少年という理由で公開手配できない事態が現実を生じている。第二、第三の同種凶悪事件や自殺など「自傷他害」のおそれのある場合など、公表する公益上の必要があるときは少年が氏名等を公表されることによる不利益は、自らが招いたものとして忍受すべきで、一定の場合には公表禁止を一部解除するという方向での改正が必要だろう。少年法改正は厳罰化につながるという反対意見があるが、これは厳罰化ではなく、当然なされるべき「適正化」なのである。

教育で心開かせる

減るか少年犯罪

ドイツ

ベルリン市内で傷害致死事件や強姦などの事件を起した少年たちが、シュトルツは言う。少年裁判所の判決が出るまでを過ごす「家」は、住宅地の古い四層建てアパートの一角にある。

二階のフロアに十四歳から十七歳の少年計十二人が暮らす。毎朝六時に起床、朝食後、学校に通う子もバスで町工場に行く少年もいる。世話を焼くのは事務員が常駐しているが、午後三時の帰宅までたか

らも監視されない。「一日の過ごし方を自分で身につけて、判決までに自分の罪と責任を見つめ

る準備をさせるのが狙い」

と施設責任者ノルベルト

が暮らす。毎朝六時に起床、朝食後、学校に通う子もバスで町工場に行く少年もいる。世話を焼くのは事務員が常駐しているが、午後三時の帰宅までたか

らも監視されない。「一日の過ごし方を自分で身につけて、判決までに自分の罪と責任を見つめ

る準備をさせるのが狙い」

と施設責任者ノルベルト

が暮らす。毎朝六時に起床、朝食後、学校に通う子もバスで町工場に行く少年もいる。世話を焼くのは事務員が常駐しているが、午後三時の帰宅までたか

容疑者の少女(手前)から事情を聴くウォルフ検事(右)ら=シュツットガルトの「少年の権利の家」で、古山写真

ドイツでは、大人でも少年でも基本的に同じ裁判手続にかけられる。検事と弁護士による弾劾方式で、厳格な事実認定がなされた上で処遇が決定される点が、日本とは大きく異なる。然し権威少年にも主

張を適用する少年法改正案を今春まとめた。しかしドイツでは、少年の権利の家」ができた。警察と検察が同居し、少年福祉事務所が隣接する施設だ。

対象年齢引き下げ、適正

帝京大教授 土本 武司さん

「開かれた施設」では犯罪少年には甘すぎた。壁の中に閉じこめられた、高刑の懲罰十年以下だった。しかし、シュトルツは言う。「逃げたい者はあっても逃げない、善い仕事場に出かけた少年たちが、また家に戻る決意をする。その気持ちを育てたい」

「壁」作らずに反省促す 少年事件も検事が処理

一九九八年夏、ハンブルクにある同じような少年の「家」から逃げた少年が、七十三歳の食品店経営者から金を奪い、殺した事件があった。事も成らない事件(今年六月)など衝

激な事件が目立つ。警察少年には甘すぎた。壁の中に閉じこめられた、高刑の懲罰十年以下だった。しかし、シュトルツは言う。「逃げたい者はあっても逃げない、善い仕事場に出かけた少年たちが、また家に戻る決意をする。その気持ちを育てたい」

同市南部の約六万五千人が住む地域を対象とし、事件容疑者の少年が捕まると、警察、福祉事務所と連絡を取り合いながら少年裁判所に送られる。

「少年の立場にたって周回が対応すれば、心を開く。彼もさういふことを学んだらいい」

「ちゃんと説明する」と答える。保護観察処分を拒否して反抗した少年の声を和らぎ、刑罰を終えた後の身の振り方を語りだした。

「少年の立場にたって周回が対応すれば、心を開く。彼もさういふことを学んだらいい」

「ちゃんと説明する」と答える。保護観察処分を拒否して反抗した少年の声を和らぎ、刑罰を終えた後の身の振り方を語りだした。

「少年の立場にたって周回が対応すれば、心を開く。彼もさういふことを学んだらいい」

		改正	(与党案) と	現行法の比較
		現行法	与党案	問題点 (日弁連意見など)
1	犯罪捜査のやり方	大人の捜査と同じやり方。	そのまま	取り調べ状況を録画すること、弁護士をつけること、拘束場所を警察留置所以外の場所にすることなどが必要。
2	家裁に送致するの は何才までか (少年法適用年齢の上限は 何才か)	少年法適用の上限は20才なので、20才未満の犯罪については、検察官は捜査終了後すべて家裁に送致する。	そのまま	現行法でも18・19才で保護処分ではなく刑事処罰が適当と家裁が判断した場合には、刑事裁判を受けさせることが可能であり(7参照)、18才に引き下げると保護処分を選択することが不可能となる。
3	家裁審理における証拠チェック	大人の刑事裁判と異なり、警察での捜査結果はすべて証拠として採用される。	そのまま	大人の刑事裁判と同じように、伝聞(また聞き)証拠などをチェックできるようにすることが必要。
4	家裁の審理における検察官の立ち会い	一切認められていない。	死亡事件(殺人・傷害致死・強盗致死・強姦致死など。但し過失による事故は除く)の場合と刑の短期が懲役2年以上の事件(死亡事件のほか強盗・強姦など)の場合には、事実関係の認定に必要な場合と裁判官が判断した場合は、検察官は審理の席に出席できる。	3のような証拠のチェックのないまま、さらに検察官の追及を許すことは、子どもが真実の発言をやりにくくし、冤罪の危険を増やす。検察官が関与をすれば真実発見にプラスということはない(草加事件などの冤罪事件で証拠隠しをした)。
5	家裁の審理の間の身体拘束	少年鑑別所に4週間拘束する。(観護措置という)。	8週間拘束する。	長期の拘束は健康や学業にも影響する。拘束しなくても審理は可能。
6	家裁の審理における弁護士の付き添い	国選でつける制度がなく、私選でつけるのは全少年事件の1%だけ。	4で検察官が立ち会う場合だけ(私選付添人がいない時は)国選をつける。	全部の事件について(私選付添人がいない時は)国選をつけるべき。

7	家裁の裁判の内容 (刑事処罰の位置づけ)	裁判官の判断により、保護処分（少年院や保護観察など）・不処分のほか、刑事処罰が適当であると認めた時は、刑事処罰（刑務所での懲役刑）をうけさせるための検察官送致を選択する。但し検察官送致は16才以上のみ。	検察官送致について16才以上という制限を14才以上とする。ただ16才未満の子どもは16才になるまで少年院に収容することができる。 また、死亡事件（殺人・傷害致死・強盗致死・強姦致死など。但し過失による事故は除く）の場合には、原則として検察官送致にしなければならないものとする。	少年犯罪については、結果が重大な犯罪であっても、原則的に刑事処罰を避けて教育的な処置である保護処分が望ましい。保護処分では駄目だという歴史的事実的な根拠もなしに原則と例外を逆にするのは問題。 また、14才・15才の子どもが刑事裁判の法廷できちんと発言するのは無理だし義務教育はどうするのか、という問題もある。16才になるまで少年院に収容させるとなれば、懲役刑であることとの関係が問題だし、少年院では2種類の子どもの収容することになって混乱する。
8	家裁の裁判に対する検察官の抗告	一切認めない。	抗告権ではなく、抗告受理申立権（申立を取り上げるかどうか高裁の自由な裁量で定める）を新設する。	抗告権も抗告受理申立権（実質的に抗告権と同じ）にも反対。少年事件についてはできるだけ早い時期に決着をつける必要がある。（大人の刑事事件では検察官が高裁に上訴できるが、これについてもアメリカなどでは認められていない。）
9	家裁の裁判に対する再審	直接の規定はないが、少年院に在る間だけ認められている。（刑事裁判では刑務所出所後でも再審の申立ができる）	少年院を出たあとも認める（保護処分取り消しの制度を新設）。	少年の権利保障のため必要。
10	被害者の保護	なし	家裁での意見陳述、裁判結果の通知、記録の閲覧謄写を認める。	与党案については賛成であり、そのほかに被害者と加害者の直接協議の制度も必要。また経済的な補償制度の拡充など総合的な救済制度が緊急に必要である。

[Home](#) / [論文](#) / [すすめる会 News](#) / [催し情報](#) / [活動記録](#) / [図書](#)

その他スケジュールやご不明な点は請願署名をすすめる会までお問い合わせ下さい。

東日本事務局 TEL.03-5770-6164 FAX03-5770-6165 Eメール siten@bh.mbn.or.jp